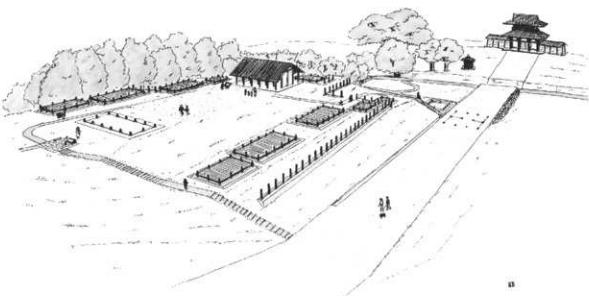


古代城柵官衙遺跡検討会 50 周年大会記念資料集

古代東北の城柵・官衙遺跡

第4分冊 環境整備編



古代城柵官衙遺跡検討会 50 周年記念大会実行委員会 [編]

古代城柵官衙遺跡検討会 50 周年大会記念資料集

古代東北の城柵・官衙遺跡

第4分冊 環境整備編

古代城柵官衙遺跡検討会 50 周年記念大会実行委員会

例　　言

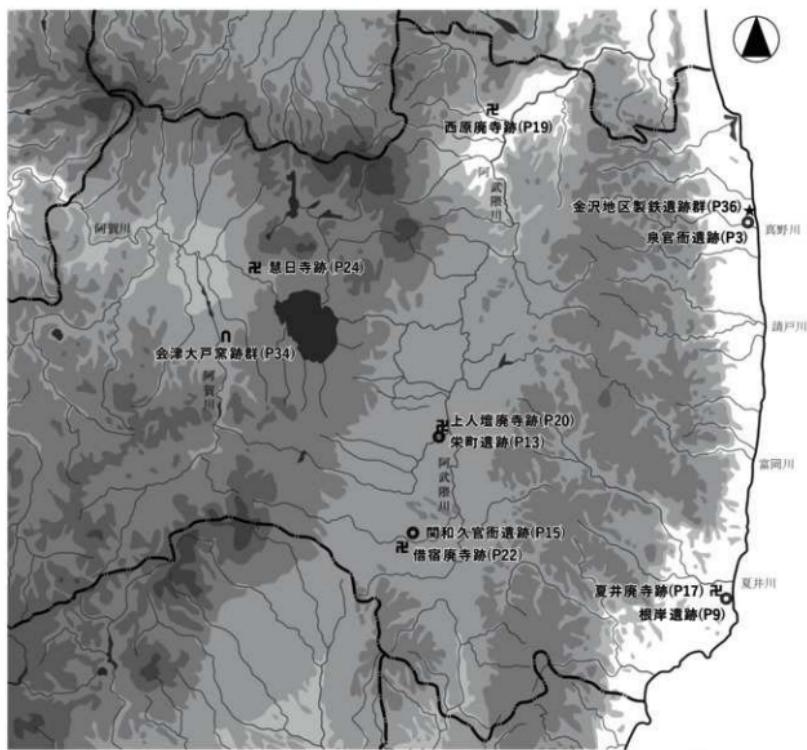
1. 本書は、古代城柵官衙遺跡検討会の50周年大会記念資料集である。東北地方の青森県・岩手県・秋田県・山形県・宮城県・福島県に新潟県を加えた7県の城柵官衙遺跡および関連遺跡の発掘調査成果と遺跡環境整備の概要を収録した。
2. 本書の構成は、第1～3分冊が発掘調査成果編、第4分冊は環境整備編である。第1分冊は福島県、第2分冊は宮城県、第3分冊は岩手・新潟・山形・秋田・青森県を、第4分冊は上記7県の整備事例を収録している。また、第4分冊は環境整備の具体例をわかり易く示すという観点からカラー印刷とした。
3. 収録遺跡数は、第1分冊が59遺跡、第2分冊は63遺跡、第3分冊が80遺跡で、第4分冊は48遺跡である。
4. 環境整備編（以下、本編とする）の掲載遺跡の選定にあたっては、保存整備や遺構表示等が実施されている遺跡に加え、標柱や説明板の設置など、何らかの方法で来訪者への情報提供を行っている遺跡についても積極的に掲載するように努めた。
5. 本編に掲載した遺跡名は、発掘調査成果編に準じ、原則として各県の遺跡台帳に記載されている名称を用いているが、史跡等に指定されている遺跡で、遺跡名と指定名称が異なる場合には、適宜、両者を使い分けている。
6. 本編に記載された内容は、執筆者に文責があり、整備事業の実施主体（地方公共団体等）や、執筆者の所属機関が、その責任を負うものではない。
7. 本編の編集は県毎の刊行委員が担当し、全体は宮城県刊行委員が行った。

目 次

福島県		1
泉官衙遺跡	南相馬市教育委員会 藤木 海	3
根岸遺跡	(公財)いわき市教育文化事業団 猪狩みち子	9
栄町遺跡	須賀川市文化振興課 管野和博	13
閑和久官衙遺跡	白河市文化財課 鈴木 功	15
夏井廃寺跡	(公財)いわき市教育文化事業団 猪狩みち子	17
西原廃寺跡	福島県考古学会 荒木 隆	19
上人塙廃寺跡	須賀川市文化振興課 管野和博	20
借宿廃寺跡	白河市文化財課 鈴木 功	22
慧日寺跡	磐梯町教育委員会 白岩賢一郎	24
会津大戸窯跡群	福島県考古学会 荒木 隆	34
金沢地区製鉄遺跡群	南相馬市教育委員会 藤木 海	36
宮城県		41
伊治城跡	栗原市教育委員会 安達訓仁	43
桃生城跡	宮城県教育委員会 白崎恵介	44
東山官衙遺跡	加美町教育委員会 吉田 桂	45
城生柵跡	加美町教育委員会 吉田 桂	48
名生館官衙遺跡	大崎市教育委員会 大谷 基	49
小寺遺跡	大崎市教育委員会 大谷 基	51
宮沢遺跡	大崎市教育委員会 大谷 基	52
一里塚遺跡（吉岡東官衙遺跡）	宮城県教育委員会 白崎恵介	56
多賀城跡	宮城県教育委員会 白崎恵介	59
山王・市川橋・館前遺跡	多賀城市教育委員会 丹野修太	72
郡山遺跡	仙台市教育委員会 関根章義	77
三十三間堂官衙遺跡	亘理町教育委員会 鈴木朋子	81
菜切谷廃寺跡	加美町教育委員会 吉田 桂	85
黄金山産金遺跡	涌谷町教育委員会 福山宗志	86
多賀城廃寺跡	宮城県教育委員会 白崎恵介	87
陸奥国分寺跡、陸奥国分尼寺跡	仙台市教育委員会 関根章義	92
日の出山窯跡群	宮城県教育委員会 白崎恵介	100
木戸窯跡群	大崎市教育委員会 大谷 基	103
与兵衛沼窯跡	仙台市教育委員会 関根章義	104
柏木遺跡	多賀城跡調査研究所 関口重樹	105
松島湾製塩遺跡群	宮城県教育委員会 白崎恵介	110
岩手県		111
志波城跡	盛岡市 今野公顕	113
徳丹城跡	矢巾町歴史民俗資料館 西野 修	123
胆沢城跡	奥州市教育委員会 高橋千晶	131

新潟県			139
八幡林官衙遺跡		文化庁 田中祐樹	141
下国府遺跡		佐渡市 鹿取 渉	142
佐渡国分寺跡		佐渡市 鹿取 渉	143
山形県			145
城輪柵跡		酒田市教育委員会 渡部裕司	147
八森遺跡		酒田市教育委員会 渡部裕司	157
古志田東遺跡		米沢市教育委員会 佐藤公保	158
堂の前遺跡		酒田市教育委員会 渡部裕司	164
秋田県			165
秋田城跡		秋田市 伊藤武士	167
払田柵跡		大仙市観光文化スポーツ部文化財課 星宮聰仁	177
青森県			187
五所川原須恵器窯跡群		青森県埋蔵文化財調査センター 平山明寿	189

福島県



0

30km

- 官衙
- 官衙関連
- ▲ 寺院・仏堂
- △ 窯跡
- ★ その他の生産遺跡
(製鉄・製塩・木製品)

いづみかんがいせき
泉官衙遺跡

福島県南相馬市



泉官衙遺跡の現況

【基本情報】

遺跡名 泉官衙遺跡（いづみかんがいせき）**所在地** 福島県南相馬市原町区泉**指定の有無と指定年月日**

県史跡（昭和 30（1955）年 12 月 27 日）

国史跡（平成 22（2010）年 2 月 22 日）

立地環境と遺跡の規模 新田川北岸の丘陵裾部の緩傾斜地・自然堤防・後背湿地。遺跡面積 135,000 m²、うち国史跡面積 115,069. 93 m²。**遺跡の年代** 7世紀後半～10世紀前葉**遺跡の概要** 陸奥國行方郡家に比定され、正倉院・都府院・館院・寺院など郡家を構成する施設の全貌が解明された代表的な官衙遺跡。官衙施設や寺院がブロックに分かれ、東西約 1km にわたって横並びに展開する。

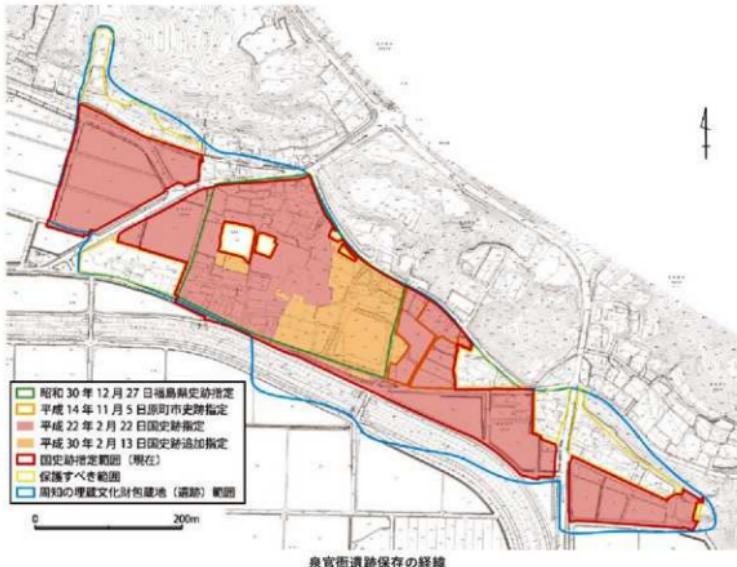
発掘調査初年 昭和 40（1965）年

整備実施年 平成 12（2000）年～

「発掘調査成果編」の参照ページ 第 1 分冊 pp.3-16



泉官衙遺跡の位置



泉官衙遺跡保存の経緯

1.はじめに

(1) 泉官衙遺跡の史跡整備の位置づけ

泉官衙遺跡は国史跡指定後に策定した「泉官衙遺跡保存活用計画」において、その本質的価値を①東西に連なる丘陵に沿って横並びに配置された特徴的な官衙遺構、②太平洋岸に設置された水上交通の拠点として陸奥南部の郡家の特質を表す遺跡、③古代における「行方地域」形成の中核となった官衙遺跡の3点と特定している。①は全国的にみた官衙遺跡としての特質を、②・③は地域史的視野から史跡の意義を讀ったものである。同計画はそれらの将来にわたる保存と活用のマスター・プランであり、史跡整備はその手段の一つと位置づけられる。

整備の中核となるのは、全国的に見ても良好に残り、全容が解明されている郡行院の建物を復元する計画で、官衙遺跡の本格的な史跡公園整備としては福島県内初、郡行院の門以外の建物の復元としては全国初となる。また地域的には、南相馬市にはほぼ相当する領域をもった行方郡の形成の歴史を当市につながる地域的なまとまりの出発点と位置づけ、史跡をその象徴として利活用していく環境を整えていくことで、地域のアイデンティティの醸成に寄与できる

点に意義をもつ。

当史跡の整備は、令和5年度の現在、郡行院の造成工事に着手しており、郡行院周辺の整備が完了し、一般への供用を開始するのは令和7年度末の予定である。以下では将来計画を含めた整備内容を示す。

(2) 保存整備の経過

昭和30年12月 県史跡指定 (4.9ha)

昭和40年 県立原町高等学校郷土史研究クラブによる調査

平成6~12年 県営高平地区圃場整備事業に伴う発掘調査

平成12年～ 泉尾寺跡保存整備事業開始

平成22年2月 国史跡指定 (9.4ha)

平成27~30年 公有地化（令和2年度までに史跡約46%）

平成30年2月 追加指定 (2ha)

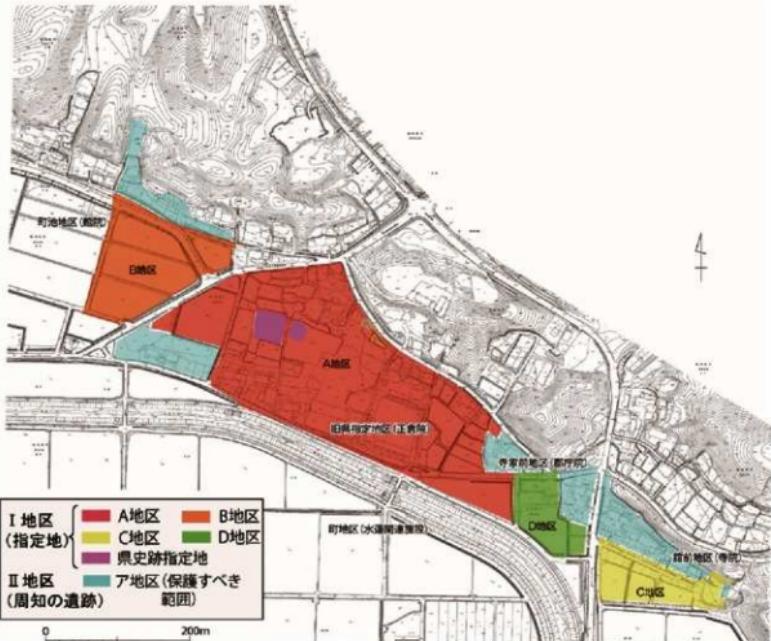
平成31年2月 泉官衙遺跡保存活用計画策定

令和2年3月 泉官衙遺跡史跡公園整備事業基本計画策定

令和3~5年 前期整備基本設計（復元建築物の復元検討委員会による審議も含む）

令和4・5年 前期整備実施設計

令和5年9月～ 前期整備造成工事に着手



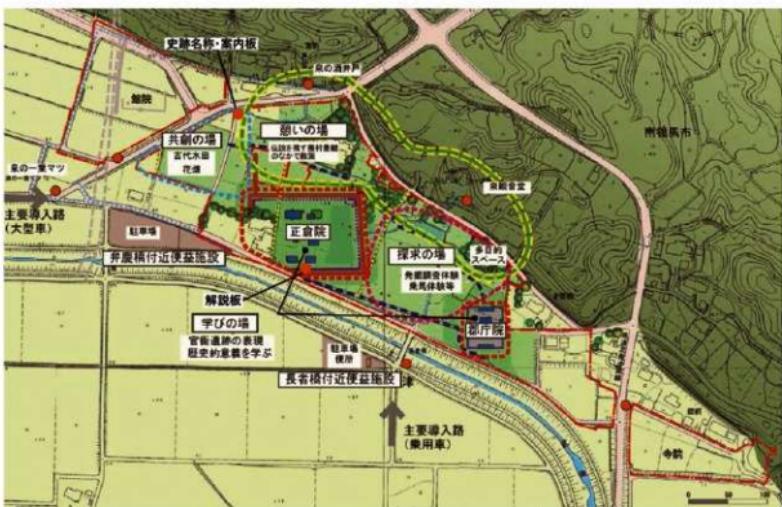
史跡の地区区分と取扱いの整理

2. 泉宮衙遺跡史跡公園整備事業

令和元年度に策定した「泉宮衙遺跡史跡公園整備事業基本計画」のなかから、整備計画の概要を示す。

(1) 事業の目的

発掘調査により全容が詳細に解明された代表的な官衙遺跡であるとともに、今日の南相馬市につながる古代陸奥国行方郡の歴史を伝える本史跡を、地域の成り立ちを示す歴



整備基本計画図



整備事業工程図

史文化遺産として整備・活用することにより、地域の活性化に寄与する。

(2) 事業の全体計画

- ・郡庁院・正倉院の官衙遺構を表現して史跡の本質的価値や歴史的意義を学べるようにする。
- ・史跡北部の屋敷林や棚田などの農村景観と伝説継承地を活かし、地域住民が憩やかに憩い散策できるようにする。
- ・正倉院の西・東の空闊地はソフト事業を実施するための広場とする。
 - 東側…発掘・乗馬、産業・防災など探究学習の場
 - 西側…古代水田
- ・管理運営の用に供するための多目的スペースを史跡内に設ける。
- ・主要動線となる必要最小限の園路を新設する以外は、既存の道路を生かし、魅力ある動線のストーリーを設定する。
- ・史跡の南側に見学の起点となる便益施設・駐車場を設ける。

(3) 事業の年次計画

史跡整備は令和12年度までの供用開始を全体計画とし(第1期)、令和7年度までに整備活用の中核となる郡庁院の復元建物と便益施設(駐車場・トイレ)を整備しての供用を開始し(前期)、正倉院・広場・便益施設・園路等の整備を令和12年度までに行う(後期)。なお、前期整備終了後に整備計画改定のうえ、整備活用拠点となる正倉院の追加整備等を検討することとしている。

(4) 前期整備の内容

① 造成

南へ向かって緩やかに傾斜する古代の地形を復元する。

② 動線

長者橋からの動線を基本に、「南殿復元建物」の正面からの出入を想定した動線、現状道路にすり付けて周辺の関連文化財へ向かう動線、後期整備予定の「正倉院跡」や「憩いの場」へ向かう動線を設ける。

③ 遺構表示施設

郡を治めるための行政実務や儀式・饗宴が行われ、郡役所のシンボルとなった郡庁院の遺構をさまざまな方法で表示することにより、郡庁院の空間を再現する。

- ・郡庁院の正面に当たる南殿と柱を復元。
- ・西・東・北殿は基壇と柱の表示。
- ・正殿は舞台としての利用を想定して基壇のみで表示。
- ・堀は南辺以外は植栽で表示。
- ・敷地内は、礎石による舗装を再現。

④ 復元建築物

・南殿の復元建物

奈良時代のII-a期郡庁院の南側正面に位置する南殿を、発掘調査の成果や史料にもとづいて考证し、当時の建物を忠実に復元する。南殿は東西18.9m(63尺)、南北4.2m(14尺)の長舎で、当時の役人が建物のなかで行う饗宴の際、宴会場として利用されていたほか、北側に面する。礎石広場で行われるさまざまな催しを見るための座として機能した。

・南殿に接続する掘立柱塀

南殿に堀が接続する構造は、当時の役所のなかでも政事の伝統的な古い特徴である。南殿とともに堀の一部を復元することで、遮蔽された荘厳な政事の空間を再現する。



・コンセプト

実物大復元した建築物以外の複数の復元案を提示することにより、整備全体のコンセプトである「探求」を表現する。

(5) 前期整備完成後の利活用

① コンセプト

史跡公園を核に、地域にある魅力的な場所を連続面でつなぎ、さまざまな活動を開催する。

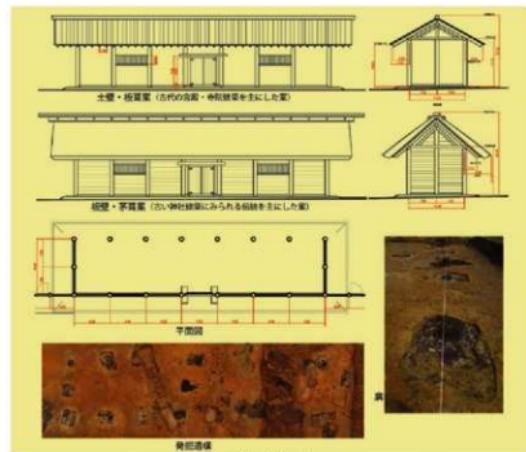
② 利活用の内容

A) 再現された歴史空間…整備施設を利用した各種の案内・解説を行う。

B) 体験学習…郡行院の西側のオープンスペースを利用して、各種の体験活動を行う

C) 農村景観での憩い…「泉長者の伝説」に触れながら、緑豊かな農村景観を散策する。

D) 新たな魅力づくり…県道沿いの土地を利用した景観美化（花植え）のほか、古代米の栽培などを協働で行う。



整備イメージ



3. おわりに

調査研究により解明された結果のみを表現する従来の史跡整備に対し、当史跡の整備では、明らかとなった史跡の本質的価値を表現する一方、農村景観のなかに残る伝説や礎石群をはじめ、史跡が残してきた環境を保全し、両者との間に存在する未解明部分の発掘

調査や建物復元の過程など歴史を解明する「探求」の活動や、その保全にかかる地域的な活動を幅広く設定することにより、史跡の持続的な保存と活用が果たされるものと考えている。

藤木 海 (南相馬市教育委員会)

【関連文献】

南相馬市教育委員会 2019『泉官衙遺跡保存活用計画』

南相馬市教育委員会 2020『泉官衙遺跡史跡公園整備事業基本計画』

ねぎしいせき

根岸遺跡

福島県いわき市



根岸遺跡の案内板

【基本情報】

遺跡名 根岸遺跡（ねぎしいせき）**所在地** 福島県いわき市平下大越字根岸、藤間字トウボウジヒ**指定の有無と指定年月日** 国史跡「根岸官衙遺跡群」、

史跡指定平成17（2005）年7月14日、追加指定平成27（2015）年3月10日

立地環境と遺跡の規模 低位丘陵端部の平坦地に郡庁院、正倉群などが点在。遺跡の規模は、東西約400m、南北約850m、面積34ha。**遺跡の年代** 7世紀末～10世紀前半**遺跡の概要** 磐城郡（石城郡）の郡家跡。今まで、郡庁院、正倉群、豪族居宅、捨て場、丘陵北側の低地まで含む区画施設が確認された。館や曹司は未発見である。**発掘調査初年** 昭和48（1973）年

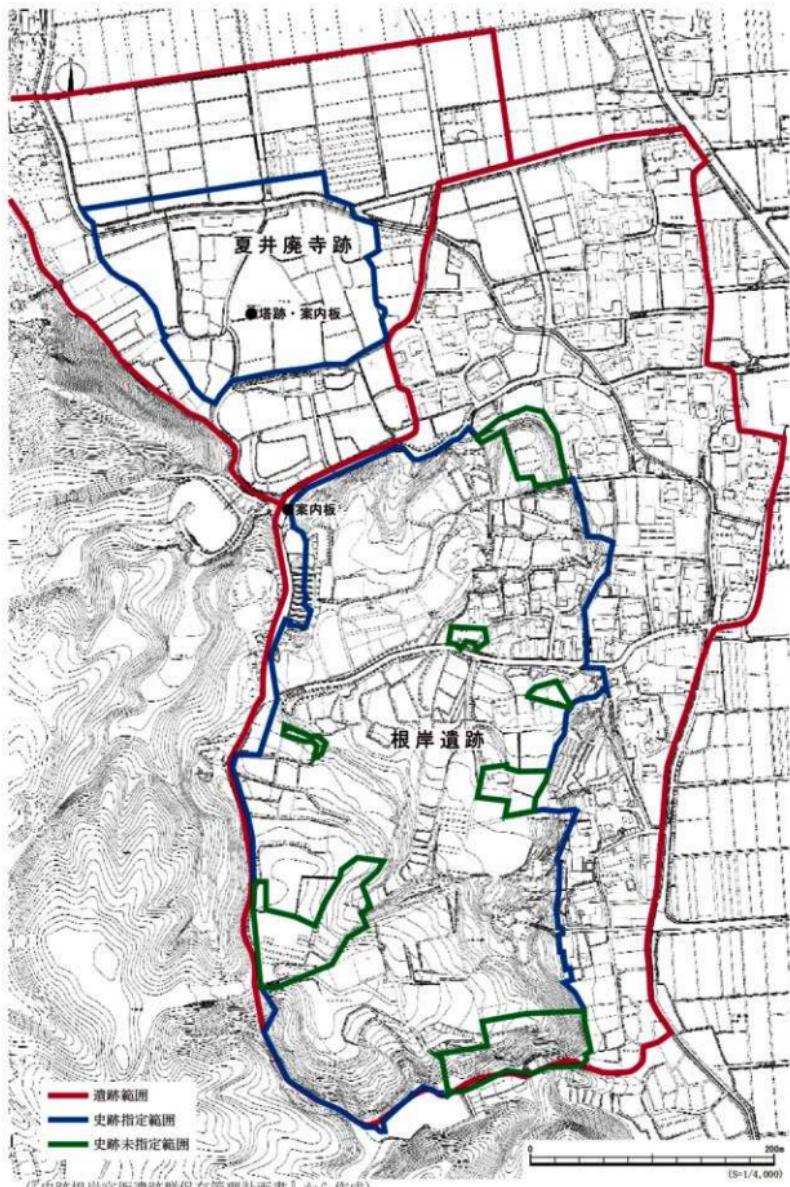
「発掘調査成果編」の参照ページ 第1分冊 pp.27-40

根岸遺跡は、夏井廃寺跡と共に「根岸官衙遺跡群」として国指定史跡に指定されている。現況は農地、山林、民家、神社等からなり、そのほとんどが民有地である。指定予定範囲においても、一部に未指定の土地があり、平成27年に地権者の同意を得ることができた範囲を追加指定した。

保存管理計画書では、発掘調査の実績を踏まえ、史跡の価値をあらためて整理し、史跡内の地区区分を行い、区分ごとに史跡の保存と地権者の生活権の保障の調整を図っている。

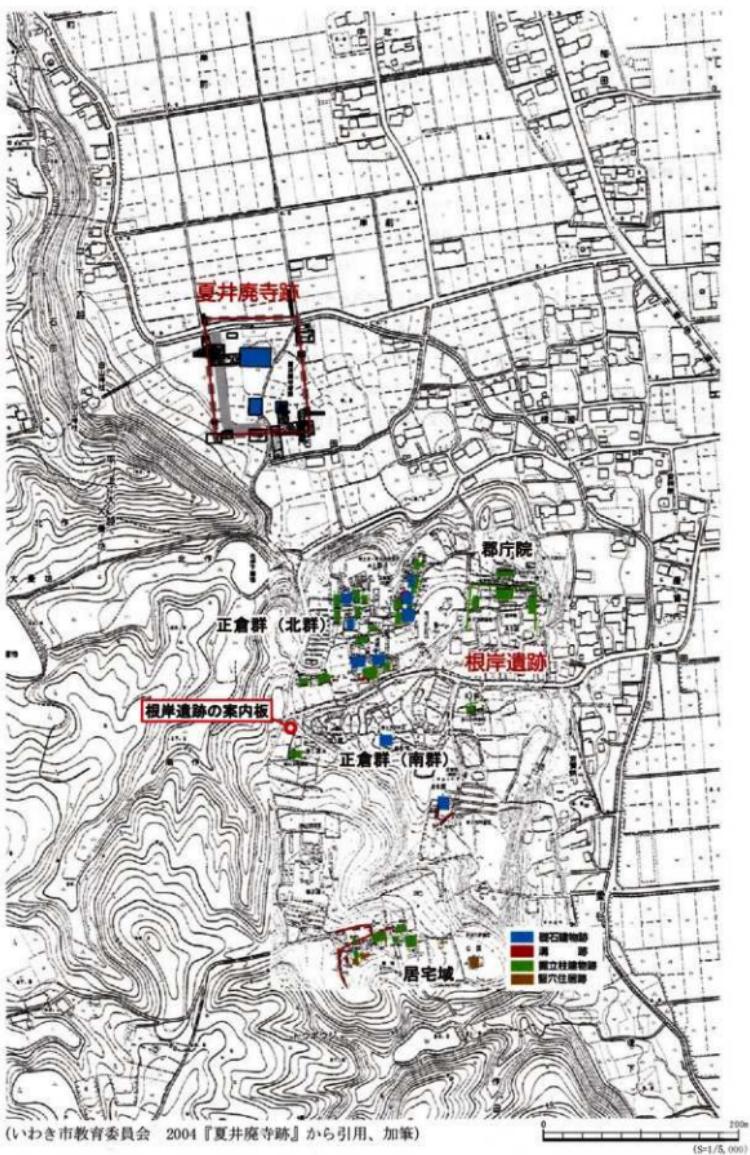
指定後から土地の公有化を進めているが、未指定、未公有化の土地が多く、史跡整備計画に着手することが出来ないため、公有化範囲の管理については、区分ごとに地権者会へ除草業務を委託している。

活用については、いわき市考古資料館の企画展や史跡巡りなどで、市民への周知・理解を図っている。



(『史跡根岸官衙遺跡群保存管理計画書』から作成)

根岸官衙遺跡群（根岸遺跡・夏井廃寺跡）の遺跡範囲と史跡指定範囲



根岸官衙遺跡群（根岸遺跡・夏井廃寺跡）の遺跡図と遺構分布



郡庁院跡（西から）



正倉群跡（北群、西から）



正倉群の間を通り道路



正倉群（北群）南側の捨て場（木籠等が出土）



ロゴとキャッチコピー

トップページ

【いわきデジタルギャラリー】

いわき市では市内の文化財・施設・観光地等の案内として、令和5年度から「いわきデジタルギャラリー」の運用を開始しました。史跡・名勝として「根岸官衙遺跡群」も掲載されています。

猪狩みち子(公益財団法人いわき市教育文化事業団)

【関連文献】

いわき市教育委員会 2008 『史跡根岸官衙遺跡群保存管理計画書』



さかえまちいせき

栄町遺跡

福島県須賀川市



栄町遺跡モニュメント（都庁院に設置）

【基本情報】

遺跡名 栄町遺跡（さかえまちいせき）

所在地 福島県須賀川市栄町

指定の有無と指定年月日 未指定

立地環境と遺跡の規模 阿武隈川とその支流である駅
迦堂川の合流地点から南側の独立丘陵上に立地する。

遺跡の範囲は南北約 160m × 東西約 240m。

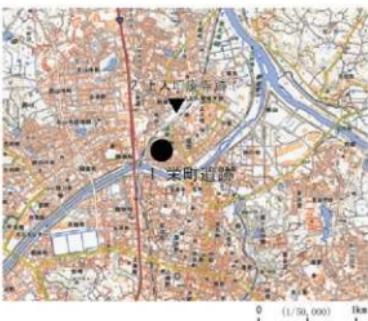
遺跡の年代 7世紀中葉～10世紀前半

遺跡の概要 区画整理事業に伴う発掘調査で、石背郡
家郡庁院および館院の一部を確認。出土遺物は朱付
着の転用硯などのほか、類例の少ない土師器の方形
皿や郡名の「石瀬」墨書き土器が出土。

発掘調査初年 平成 8(1996) 年

整備実施年 平成 18(2006) 年

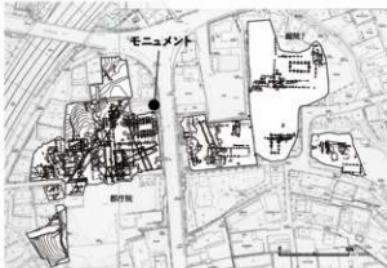
「発掘調査成果編」の参照ページ 第 1 分冊 pp.73-82



栄町遺跡の位置



栄町遺跡と石背郡家間連遺跡群（南から）



栄町遺跡遺構配置図



栄町遺跡（平成 16 年・第 10 次調査）



歴史ウォーク（平成 30 年）

栄町遺跡は、平成 8（1996）年度から平成 17（2005）年度にかけて区画整理とともに発掘調査を実施した結果、石背郡家の郡守院を確認した。福島県内において政庁域の変遷が明らかになったのは泉官邸遺跡（行方郡家）や岸岸遺跡（石城郡家）などに次ぐ重要な発見となり注目されたが、残念ながら現状保存は叶わなかった。

区画整理が完了した平成 19（2007）年に郡守院 V・VI 期正殿の場所の一部を広場として整備した。整備内容は「石背郡御跡」の石製標柱や説明板などの設置のほか、花壇や石製の椅子などを設置した。説明板は、栄町遺跡（石背郡

家）のほか、郡家と関連の深い上人壇廃寺跡や和同開珎などが出土したうまや遺跡、8世紀の銅鋳作大刀を副葬した稻古館古墳などの石背郡家関連遺跡を写真付きで掲載している。維持管理は地元町内会（新栄町内会）が清掃などを定期的に実施しているが、設置から 20 年を超えており、板面の汚れが目立ってきてている。

現在、須賀川市では史跡上人壇廃寺跡の整備を計画中であるが、その整備の中で石背郡家関連遺跡のサイン整備や、古代の景観を含めた AR・VR などの整備を進める予定である。

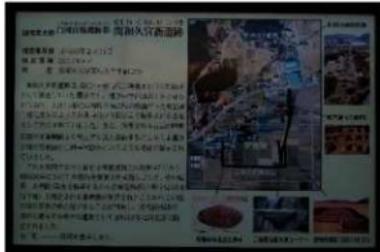
菅野和博（須賀川市文化振興課）

【関連文献】

須賀川市 2018『まぼろしの国 石背』

せきわくかんがいせき 関和久官衙遺跡

福島県西白河郡泉崎村



遺跡説明板



遺跡位置図

関和久官衙遺跡は、信宿廃寺跡と共に「白河官衙遺跡群」に指定されている。現況は、大半が民有地であり、住宅・水田・畠地として利用されている。

平成 13(2001) 年に「史跡関和久官衙遺跡保存管理計画書」が策定され、史跡の公有化、住民（村民）の史跡に対する意識高揚、将来の整備に向けての基礎作業を計画の柱に据えている。

史跡隣接地への案内看板の設置や史跡周辺の試掘調査を行い、遺跡の範囲確認に努めている。



中宿地区現況

【基本情報】

遺跡名 関和久官衙遺跡（せきわくかんがいせき）

所在地 福島県西白河郡泉崎村関和久字明地ほか

指定の有無と指定年月日 国史跡「白河官衙遺跡群」、
史跡指定昭和 59(1984) 年 7 月 21 日、平成 22(2010)

年 8 月 5 日名称変更

立地環境と遺跡の規模 阿武隈川左岸の標高 305 ~ 312m ほどの台地及び低位段丘面に立地。史跡指定面積 227,725 m²。

遺跡の年代 7 世紀末 ~ 10 世紀前半頃

遺跡の概要 古代白河郡の郡家跡。これまでの調査で
館院や倉庫院、運河跡（大溝）と推定される区域を
確認している。

発掘調査初年 昭和 47(1972) 年

整備実施年 説明板：令和 5(2023) 年更新

「発掘調査成果編」の参照ページ 第 1 分冊 pp.83-91



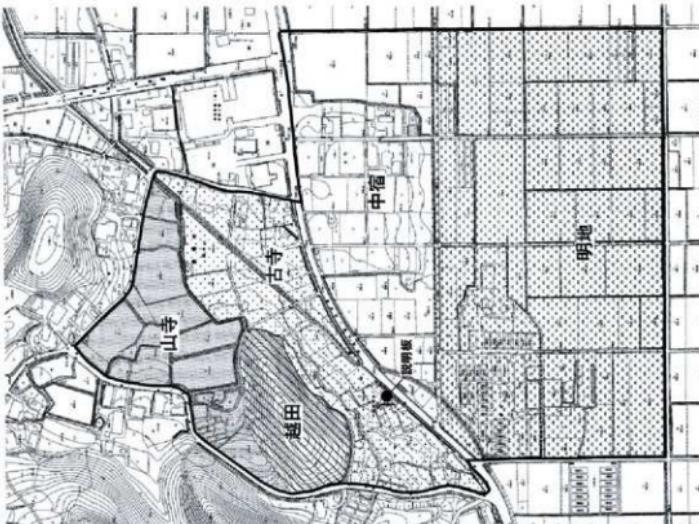
関和久官衙遺跡周辺の文化財案内

関和久官衙遺跡の説明版と並列して、遺跡周辺における
文化財の案内看板も設置している。

鈴木 功（白河市文化財課）

【関連文献】

泉崎村教育委員会 2001 『関和久官衙遺跡保存管理計画書』



而持久宣佈的保育管理基準

なつ い は い じ あ と
夏井廃寺跡

福島県いわき市



塔跡のみが地上に遺存する。(後方左側の丘陵が郡家である根岸遺跡の正倉域)

夏井廃寺跡は、根岸遺跡と共に「根岸官衙遺跡群」として国指定史跡に指定されており、現況はほとんどが民有地である。保存管理計画書では、発掘調査の実績により史跡の価値をあらためて整理し、史跡内の地区区分ごとに史跡の保存・活用と地権者の生活権の保障の調整を図っている。

公有化範囲の管理は、地権者会へ除草業務を委託している。活用については、いわき市考古資料館の企画展や史跡巡りなどで、市民への周知・理解を図っている。

【基本情報】

遺跡名 夏井廃寺跡（なついはいじあと）

所在地 福島県いわき市平下大越字石田

指定の有無と指定年月日 県史跡指定（昭和 33（1926）年 8 月 1 日）、国史跡「根岸官衙遺跡群」指定（平成 17（2005）年 7 月 14 日）、追加指定（平成 27（2015）年 3 月 10 日）

立地環境と遺跡の規模 夏井川下流域の沖積平野。遺跡の規模は、東西約 400 m、南北 350 m、面積 14ha。

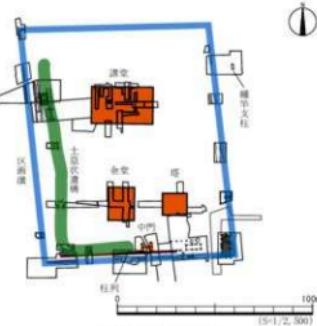
遺跡の年代 7世紀末～10世紀前半

遺跡の概要 岩城郡（石城郡）関連の代寺院跡。伽藍配置は親世音寺式。史跡の指定範囲は根岸遺跡に掲載。

発掘調査初年 昭和 41（1966）年

整備実施年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第1分冊 pp.211-224



夏井廃寺の伽藍配置



夏井廃寺跡の位置



塔跡に立てられている案内板



根岸遺跡から見た夏井庵寺跡



塔跡に残る礎石



トップページ

【いわきデジタルギャラリー】

いわき市では市内の文化財・施設・観光地等の案内とし
て、令和5年度から「いわきデジタルギャラリー」の運用
を開始しました。史跡・名勝として「根岸官衙遺跡群」も
掲載されています。

猪狩みち子(公益財団法人いわき市教育文化事業団)

【関連文献】

いわき市教育委員会 2008『史跡根岸官衙遺跡群保存管理計画書』



にしはらはいじあと
西原廃寺跡

福島県福島市



史跡公園入り口の史跡標柱と説明板



西原廃寺跡の位置

西原廃寺跡は果樹園造成に伴う調査として工事と並行しながら発掘調査が進められた。保存協議の結果、伽藍中枢部と考えらえる大型建物2棟周辺部分が現状保存された。

保存地区の公開・活用のため、翌年に復元整備が行われ、史跡公園として活用されている。現状保存された大型礎石建物2棟は復元展示され、管理施設として史跡標柱、学習施設として遺跡の概要を記した説明板が設置されている。

荒木 隆(福島県考古学会)

【基本情報】

遺跡名 西原廃寺跡

所在地 福島市飯坂町湯野字堂跡ほか

指定の有無と指定年月日 県史跡「湯野西原廃寺跡」、昭和47(1972)年4月7日指定

立地環境と遺跡の規模 奥羽山脈東縁丘陵、擅上川左岸の標高約130mの丘陵緩斜面。範囲確認調査未実施のため寺域は不明。現在の遺跡範囲は東西150m×南北350m。

遺跡の年代 9~10世紀

遺跡の概要 『日本紀略』天長7(830)年に信夫郡に建立された定額寺「菩提寺」の有力な推定地。2棟の中軸線方位の違う礎石建物が検出されている。

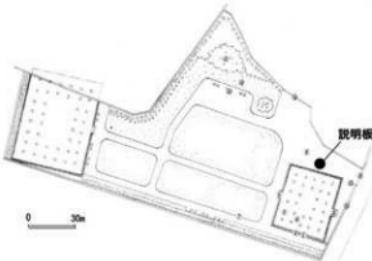
発掘調査初年 昭和46(1971)年

整備実施年 昭和47(1972)年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第1分冊 pp.225-228



南方建物基壇復元展示(保護層30cm盛土した上に基壇復元)



史跡公園全体図(北方および南方礎石建物の2棟の基壇を復元整備しており、基壇側面は石積み、基壇上面はカラーアスファルト舗装)



建物基壇復元展示(基壇中央に玉石敷き階段、上面には復元礎石)

【関連文献】

福島市教育委員会 1973 『環境整備工事報告書 福島県指定史跡 飯坂町湯野西原廃寺跡』

しょうにんданはいじあと

上人壇廃寺跡

福島県須賀川市



上人壇廃寺跡ワークショップ（平成30年）

【基本情報】

遺跡名 上人壇廃寺跡（しょうにんданはいじあと）

所在地 福島県須賀川市上人坦・岩瀬森

指定の有無と指定年月日

国史跡指定（昭和43（1968）年5月28日）

立地環境と遺跡の規模 南斜面。史跡指定面積は
15481.89 m²。

遺跡の年代 8世紀前半～10世紀前半

遺跡の概要 奈良時代初頭に創建された古代石背郡の付
属寺院。一辺約80mの区画（溝・築地）の中に南門・金堂・
講堂が一列に並ぶ伽藍配置をとる。金堂には六角形の
瓦塔が安置されていたと考えられる。

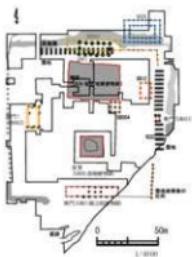
発掘調査初年 昭和36（1961）年

整備実施年 計画策定中

「発掘調査成果編」の参照ページ 第1分冊 pp.239-244



上人壇廃寺跡の位置



上人壇廃寺跡全体図



上人壇廃寺跡（昭和 51 年撮影）



「まぼろしの国石背を知ろう！」平成 30 年



第 1 回活用部会（令和 3 年 7 月）

整備の経緯と現在

上人壇廃寺跡の整備は昭和 51 ~ 55 (1976 ~ 1980) 年の確認調査後に、公園化基本計画を策定するものの、諸般の事情で、一度整備事業が休止状態となった。これを解決すべく、平成 19 ~ 21 (2007 ~ 2009) 年に主要伽藍の再調査を実施し、本報告書を平成 23 年に刊行した（須賀川市教育委員会 2003）。東日本大震災後の平成 28 (2016) 年に国史跡上人壇廃寺跡整備委員会を設置し、平成 29 (2017) 年度に保存活用計画の策定、平成 31 (2019) 年に北側丘陵地の史跡追加指定、令和 4 年度は整備基本計画の策定を実施した。

活用事業は、平成 30 (2018) 年に上人壇廃寺跡国史跡指定 50 周年・石背国建国 1300 年記念事業として、市立

博物館での展示や講演会、野外でのワークショップを開催するとともに、マンガなどを制作した（須賀川市 2018）。また、令和 2 年度から、整備委員会内に市民を主要メンバーとする活用部会を設置し、現地での巡検やワークショップ・勉強会などを通じて活用のありかたについて審議している。

現在、上人壇廃寺跡が位置する JR 東北本線須賀川駅の西側一帯は都市計画サイドの整備を史料整備とあわせて進めている。これにより、上人壇廃寺跡のある駅西側にも出口を設置するとともに、国道 4 号などからの道路整備などで、史跡へ至るアクセスの向上が期待される。具体的な整備はこれからとなるが、「駅からすぐの史跡」のメリットを生かした、多様性を考慮した整備を考えていきたい。

菅野和博（須賀川市文化振興課）

【関連文献】

- 須賀川市 2018 『史跡上人壇廃寺跡保存活用計画書』
- 須賀川市 2023 『史跡上人壇廃寺跡整備基本計画』

かりやどはいじあと

借宿廃寺跡

福島県白河市



跡説明板



遺跡位置図

借宿廃寺跡は、古代白河郡家である関和久官衙遺跡との関係から、国史跡指定にあたっては名称を「白河官衙遺跡群」と変更した。指定地は民有地であることから、段階的に土地公有化を図りつつ、史跡指定地の追加指定などにも取り組んでいる。

平成 29 年に関連遺跡群である「白河舟田・本沼遺跡群」とあわせ、「史跡白河舟田・本沼遺跡群、白河官衙遺跡群保存活用計画書」を作成し、古墳時代後期から終末期までに成立した遺跡群全体を一体的に保存活用する必要性を説いている。現在は、年数回の除草作業により景観の保持に努めている。

鈴木 功（白河市文化財課）

【基本情報】

跡説名 借宿廃寺跡（白河官衙遺跡群）

所在地 福島県白河市借宿字株木

指定の有無と指定年月日 国史跡「白河官衙遺跡群」(平成 22 (2010) 年 8 月 5 日、関和久官衙遺跡に追加指定及び名称変更)

立地環境と遺跡の規模 阿武隈川右岸の標高 315m ほどの上位段丘面に立地。史跡指定面積 7,387.5 m²。

遺跡の年代 7世紀末～9世紀

遺跡の概要 法隆寺式伽藍配置を有する古代白河郡の寺院。

発掘調査初年 平成 15 (2003) 年

整備実施年 説明板：平成 25 (2013) 年更新

「発掘調査成果編」の参照ページ 第 1 分冊 pp.245-250



塔・金堂跡現況



講堂跡周辺現況

【関連文献】

白河市教育委員会 2017 『史跡白河舟田・本沼遺跡群、白河官衙遺跡群保存活用計画書』



借宿庵寺跡地区区分

名稱	地区区分	指定地区区分 細分方針	区別保存管理基本方針
借宿庵寺跡	A-a-1 区 A区： 指定範囲のすべてが油断の範囲内である。現状の土地利用の傾向によって部分を行なう。	公有地。 植物・工作物等の設置はない。水路等が存在する。	現状の修繕・整備に向けての調査および整備目的以外の施設変更は認められない。 下草刈り・水路案など現況の維持管理は現状の変更とはしない。
	A-a-2 区	公有地。 現状道路敷。	現状生活道路として機能しており、道路表面の修繕および排水設備等の修繕維持管理は、計画的整備での事前協議事項とする。新規開設やおと/or工作物の設置は現状変更とし事前協議対象とする。その他、本「現状変更取扱方針」に準じる。
	A-b-1 区	民有地。 塔跡・全宝跡など主要遺構が存在する。	史跡の修繕・整備に向けての調査および整備目的のはか現状の変更は認められない。公有地化を目指す。
	A-b-2 区	民有地。既存建物(住居)などがある。	生活を送らう上で必要な階層および工作物等の維持管理は現状変更としない。但し、熱中に影響を与える可能性のある施設による解体および改修ほか、生育する樹木等の數制は「樹状変更」とし、事前協議対象とする。将来的に公有地化を目指す。
	B区： 借宿庵寺跡の遺構範囲はB区に広がる。	民有地、農地、林地、道路、水路などがある。	文化財保護法による埋蔵文化財の取扱いに従う。必要に応じて追加規定を検討する。

借宿庵寺跡地区的取扱方針

えにちじあと
慧日寺跡

福島県耶麻郡磐梯町



復元・整備された慧日寺金堂と中門・石敷き広場

【基本情報】

遺跡名 慧日寺跡（えにちじあと）

所在地 福島県耶麻郡磐梯町磐梯ほか

指定の有無と指定年月日 国史跡指定(昭和45(1970))

年12月4日)、昭和60(1985)年8月6日追加指定

立地環境と遺跡の規模 会津地方の北東部、磐梯山西

側山腹と猫魔火山南側山腹の急斜面下に連なる、泥流堆積物からなる緩傾斜面に位置する。中心伽藍は標高400m前後に展開している。

遺跡の年代 9世紀初め～明治2年

遺跡の概要 平安時代初期、法相宗の僧徳一の開創によると伝える寺院。明治時代初めの廃寺に至るまで、実に一千を超える歴史を有した東国屈指の古刹である。山中から多くの礎石建物跡が確認されており、盛時の広がりは未だに計り知れない。

発掘調査初年 昭和60(1985)年

整備実施年 平成15(2003)年～現在進行中

「発掘調査成果編」の参照ページ 第1分冊 pp.239-244



遺跡の位置図



慧日寺跡の史跡指定範囲

1. 慧日寺跡の発見から史跡指定までの経緯

平安時代初め南都法相宗の僧徒によって開創されたと伝える慧日寺。当地方の仏教文化の礎を築き、長くその中心寺院として栄えた。明治新政府による神仏分離令の発布を受け、当時の住職は長考の末に還俗を決意し、明治2(1869)年に神社宮司に転身する。この時をもって、一千年以上にも及ぶ慧日寺悠久の歴史は幕を閉じ、廃寺となる。慧日寺の盛時を描いたとされる「絹本着色慧日寺絵図」(15世紀初頭頃の作)により、かつては雲峰磐梯山をはじめ、その西側に連なる山々の山中・山麓一帯、広範囲に渡って伽藍が廻開していたことが知られているが、時代とともにその範囲は縮小し、廃寺を迎える頃の境内地は集落の中のごく限られた範囲となっていた。

廃寺後、境内地には慧日寺の鎮守社であった磐梯明神を祀った郷社「磐梯神社」が創立され、そのまま神社境内として継承する形となる。結果として、このことが中心伽藍の遺構が比較的良好に保存されることにつながった。

ちなみに、明治の後期になると地元を中心とした寺号復

興の機運が高まり、明治37(1904)年には慧日寺の名称が復興、大正2(1913)年には寺名再興式が行われている。これ以降、慧日寺跡の中心伽藍跡地には、磐梯神社とかつての客殿を本堂とする慧日寺が並立する形となった。

昭和24(1949)年10月、磐梯村(当時)に観光協会が設立されると、慧日寺跡の活用がまずもって中心の構想として据えられことになる。ちょうどその頃、「絹本着色慧日寺絵図」に描かれた堂宇の現地復元や文化財の保存という観点から、福島県教育委員会(以下「県教委」という)と磐梯村(当時)が協力して調査・保存にも乗り出す。昭和25(1950)年には、国立博物館陳列課長であった石田茂作氏を招請し、神社境内に残る礎石建物跡や西方の水田中に小島のように遺存する伝「戒壇塗」の実測調査のほか、慧日寺に伝来する寺宝調査などが行われている。

昭和41(1966)年1月、国の文化財保護委員会(当時)が進めている重要遺跡の指定に関する資料作成について要請を受けた県教委は、慧日寺跡を含む県内13遺跡を調査・研究対象に選考する。磐梯町ではその打診を受け、翌42

(1967)年に史跡指定の申請を決定。同年12月4・5日には文化省・県教委による現地調査が実施され、翌1月に史跡指定申請書を提出している。これにより、現地調査の経緯も併せて文部省での審議会に付議され、指針へ向けての審議が途に着くこととなった。同45(1970)年4月、文化省による最終的な現地協議が行われ、5月には追加書類を提出している。

以上のような経緯を経て、慧日寺跡は昭和45年12月4日付け文部省告示第295号をもって、磐梯神社地区35,400m²、戒壇地区955m²が史跡指定を受けるに至った。

その後、昭和49(1974)年9月には、指定後に発見された伝「観音寺跡」が別荘地の造成対象地区になったことを受け、町では県教委指導の下に実地調査を実施した。遺跡の性格及び年代を把握し、その保護対策に資することを目的とした調査であったが、礎石建築物群が良好に遺存していたことから「今後速やかに史跡慧日寺跡に一部として追加指定するか、あるいは観音寺跡として史跡慧日寺跡に附指定することが、史跡保存のために必要と考える。」という指導により、開発から除外し現状を保存するという方向で調整されることとなった。

一方で、史跡指定地周辺では圃場整備事業に伴う事前調査により新たな建物跡等も確認され、昭和59(1984)年には、「史跡の重要性を考慮し先の指定地域をさらに拡大し保護すべきである」との指導が文化省より提示された。これらを受けて、町では同61(1986)年1月に追加指定申請書を提出し、同年8月6日に文部省告示第121号をもって先の観音寺地区と、磐梯神社地区・戒壇地区の一部が追加指定されるに至った。現在、指定地三地区的総指定面積は約17万m²に上っている。

2. 史跡整備の経緯

(1) 伝徳一廟の解体修理

慧日寺跡では、本格的な史跡整備事業に着手するに先んじて、昭和54～57(1979～1982)年度にかけ「伝徳一廟保存・修理事業」を実施している。史跡指定地内の中心伽藍北側最奥部に、徳一廟と伝えられる平安期の安山岩製石塔が建つが、長年にわたり風雨・霜雪にさらされ、また倒壊も繰り返したことによって風化・破損が進んだため、全面解体修理工事を行ったものである。

実施にあたっては、文化省をはじめ、東京・奈良両国立文化財研究所、県文化課(当時)等関係機関の指導のもと、国庫補助事業として取り組んだ。4ヶ年の主な事業経緯は下記のとおりである。

昭和54年度 修復前写真測量・図化、石塔解体

昭和55年度 基壇調査、修復設計図化

昭和56年度 石塔修復・本積み、基壇整備、覆屋設計

昭和57年度 修復後写真測量、基壇整備、覆屋建設

修理では、毀損箇所の補修・補強を行い、遮蔽率を勘案して精直し復元を図ったが、約40年を経た近年、再考すべきとの指摘もされている。なお、修復前には上半が欠損した相輪を載せていたが、検討の余地があることから修復後は使用していない。



慧日寺跡(南西上空から、右奥は磐梯山)



現在は覆屋内で保存

(2) 史跡整備の契機

国の三全統に基づく定住圏構想の推進に向け、昭和54(1979)年福島県では会津地方をモデル定住圏に選定した。基本構想には、「活力」「健康」「魅力」「憩いとふれあい」の4つの定住圏憲章が掲げられ、このうち「魅力」については「圏域に培われ、根付いている歴史文化を生かして、うるおいと魅力ある圏域をつくる。特に圏域の特性を生かした教育と文化の拠点づくりを行うとともに、圏域内をネットワークで結び、教育、文化機会の確保を図る。また豊富に分布する学術的価値の高い文化財を積極的に保存するとともにこれらを活用した地域整備に魅力の創出を図る」とうたっている。そのうえで、

①地域の特性を生かして文化と教育の拠点づくりを推進する。

②歴史的、地域的文化を継承し、発展させる。
という二つの大綱が策定された。さらにこれらを具現化するための4つのテーマが設けられ、その中に「国指定史跡慧日寺跡整備事業」が立案されたのである。

以上が、慧日寺跡の整備事業着手の契機である。なお、この事業は、

①史跡慧日寺跡環境整備事業

- ・慧日寺跡周辺遺跡の史跡の追加指定
- ・史跡地の公有化
- ・史跡地の整備（調査・保存・整備）

②史跡慧日寺跡周辺整備事業

- ・駐車場、便所、休憩所の建設

・慧日寺関連文化財の保存・活用・公開施設の建設の2事業からなり、磐梯町が主体となって取り組むことになった。現在、指定地の隣接地にある「磐梯町磐梯山慧日寺資料館」は②の一環として建設されたもので、昭和62(1987)年8月に開館している。一方、①の事業推進に向けて町は昭和57(1982)年に文化課を新設。翌58(1983)年11月には、各分野の専門識者から構成する「史跡慧日寺跡調査・保存・整備指導委員会」組織した。その上で同年60(1985)年から整備に向けた資料収集を目的に、中心伽藍の建物跡が残る磐梯神社境内の発掘調査に着手した。同時期に指定地の継続的な公有化も開始している。平成2(1990)年度には史跡の保護・維持管理の指針を得る必要性から、上記委員会とは別に「史跡慧日寺跡保存管理計画策定委員会」を組織した。ここでは、2~3年度の2ヶ年

にわたり国庫補助事業による保存管理計画策定事業に取り組み、平成4(1992)年3月に保存管理計画書をまとめた。計画では、以下の8つの管理計画と3つの整備方針を軸としている。

【管理計画】

- ①山岳寺院として展開する3地区へのネットワークを図るためにアクセスについて、管理活用から検討する。
- ②整備及び整備後の管理活用は、町と磐梯山慧日寺資料館を中核とした管理組織を設立することを検討する。
- ③地元保存会や各小・中学校と各種団体等の住民参加の維持管理・活用に努める。
- ④史跡内及び周辺地区については、町振興計画や町景観形等との整合性を図りながら、史跡環境を保持し、史跡内は原則的に全面開放地とする。
- ⑤史跡と磐梯山慧日寺資料館は本史跡の保存・管理・活用の面からも一体のものとして、ガイドシステムの導入等効果的な管理や公開と活用を行う。
- ⑥地域のコミュニティ活動に対し積極的な開放をするとともに、住民参加のイベント等を企画し、史跡のアピールを広く行う。
- ⑦史跡内に存在する信仰の対象物件の建造物等は、町と法人や住民と管理・活用について十分協議して取り決める。
- ⑧慧日寺関連遺跡は、早急なる保存対策を行い、管理計画に含め検討することにする。

【整備方針】

- ①慧日寺の全体像について、往時の姿を慧日寺絵図や発掘調査の成果から一般に分かりやすい整備と活用を図る。
 - ②信仰の山「磐梯山」から南山麓に展開する自然景観と、山岳寺院として展開した慧日寺を取り巻く自然環境を生かした整備と活用を図る。
 - ③徳一・慧日寺等の歴史的な変遷・日本仏教との変遷等について資料館を中心とした総括的な展示と公開を行い、慧日寺の歴史的特色をアピールする。
- 保存管理計画が策定されたことに伴い、町では具体的な整備計画の検討に着手する。平成3(1991)年度には、町単独事業により「慧日寺跡環境整備基本計画」を策定して今後の保存管理及び整備の大綱を定めた。さらに翌4(1992)年度には、「史跡慧日寺跡整備計画策定委員会」を設置し、同じく町単独事業により「史跡慧日寺跡整備計画」

をまとめ、本寺地区を中心とした具体的な整備計画を立案した。

いずれの計画も本寺地区を整備の主体に据えるもので、発掘調査自体もそれを見据えて磐梯神境内地から着手・継続していたため、神社境内地の公有化と社殿移転は整備に向けての大きな懸案ともなっていた。そのため、町では計画検討と並行して神社・氏子・地区との協議を重ねた。結果として数年にわたるこの協議の中では、地区においても独自に「神社移転等検討委員会」が組織され、意見集約にあたっていただいた。結果として平成9（1997）年、移転協力に対して全面的な賛同をいただくに至ったところである。

慧日寺跡の整備の原点には、この事業に対する住民理解が大きな後押しとなったことは、是非ともここに紹介させていただく。

社殿の移転に伴い、早速跡地の全面調査を実施し、殿下にあった金堂跡のデータ収集を進めた。同時に、この間の境内地の調査成果も盛り込んで、平成12（2004）年度に再度整備の基本設計を行っている。

なお、社殿移転協議の間も、指定地の環境整備や来訪者への利便に資するため、下記のような軽易な整備を先行して行った。

イ、平成6～9（1994～1997）年度にかけ、本寺地区内に現存する慧日寺関連建造物を中心に、説明板7基を設置。また、併せて地区的全体案内版1基を設置。

ロ、中心伽藍跡地の東側にある共同墓地の目隠しを兼ね、総延長150mに渡ってイチイによる逆蔽植栽を実施。

（3）本寺地区中心伽藍一帯の整備基本方針

慧日寺は開創した人物が明確な寺院としては東北地方最古の寺院であり、礎石立ちの本格的な仏堂建築は、当地方の土木・建築技法にも大きな技術的革新をもたらした。そのような歴史的背景を勘案しながら整備計画を検討する中で、南都出身の徳一が東北地方へ仏教を広める拠点として造営した慧日寺の伽藍はどのようなものであったか、彼が将来したであろう新たな仏教文化の中核寺院としての歴史背景を前面に出すべく、初期の伽藍を対象として復元整備を図る方針を採った。

整備にあたっては、対象区域内を伽藍修景地区、ガイダンス広場地区、園地的修景地の3地区にエリア分けをした（右上図参照）。



整備対象区域のエリア分け

上記の竣工イメージが下図である



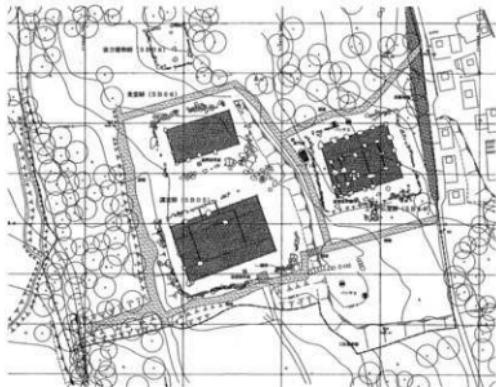
中心伽藍一帯整備工事の竣工イメージ図（当初計画）

（4）整備の経過

① 伽藍修景地区的整備

中心伽藍を対象とした伽藍修景地区的整備に着手するにあたっては、まず工区を大きく伽藍北半部・伽藍南半部の2地区に分け、車両進入などの利便を考慮して、奥城である北半部から順次施工にあたった。

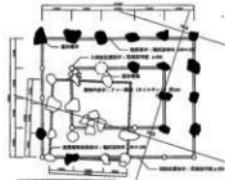
1) 北半部整備のコンセプト：講堂・食堂・仏堂の礎石は從前より露呈していたことから、平面規模や礎石位置が明確に把握できるように、原礎石を露出させたまま平面的な整備を行うものとした。なお、講堂跡と仏堂跡については、後世の建物跡の重複が明確であることから、壁位置表示の切石の質を変え、その関係が分かるように整備する。



伽藍修景地区北半部整備計画平面図



講堂跡の平面表示整備



仏堂跡の重複関係表示計画



建物跡周りの園路、ベンチの整備



陶板による遺構説明板



植栽、園路階段の整備

以上のようなコンセプトのもと、平成 15～16（2003～2004）年度の 2か年にわたり、遺構の平面表示整備、建物跡周りの植栽整備、園路・ベンチ・遺構説明板等の設置工事を実施した。なお、これらの工事に先立って、施工区域内の杉林（神社境内地の際の社叢）約 150 本を伐採撤去している。

2) 南半部整備のコンセプト：慧日寺跡の初期の伽藍のうち、最も特徴的なものが石敷き広場である。慧日寺跡の特徴的な伽藍を理解するうえで、金堂・中門とこの石敷き広場（金堂院を形成する部分）からなる景観を可視化することは、以下のような意義を見出すことができる。

A. 復元の視点から

ア. 金堂前面に石敷き広場が存在し、中門とともに金堂院ともいえる空間を構成していること。

イ. 同様の石敷き広場は、興福寺中金堂前庭のほか類例がほとんど無いこと。

ウ. 徳一は興福寺とゆかりの深い僧侶であり、石敷き広

場は興福寺中金堂に源流があると想定されること。

エ. この石敷き広場では、儀礼空間として法会などの仏教行事が行われていたと考えられること。

以上の要件から、金堂のみの復元ではなく、中門と石敷き広場を加えた一体的な空間として復元整備を図ることが、慧日寺伽藍の表現として極めて重要である。

B. 活用の視点から

ア. 慧日寺や徳一に関する歴史的理義や伽藍中枢を直接的に体感できる極めて効果的な要素となる。

イ. 南からのアプローチに際して伽藍景観の奥行きを感じ取ることができ、当時により近い体験が可能となる。

ウ. 整備後の活用に際し、重要な役割が期待できると共に、当時に近い復元空間での再現が可能となる。

以上を総合的に勘案し、金堂跡及び中門跡については建物の実物大復元を図る方針を決定し、北半部に引き続き、平成 17～21（2005～2009）年度の 5か年にわたって復元工事に取組んだ。



南半部建物・石敷き広場復元バース図

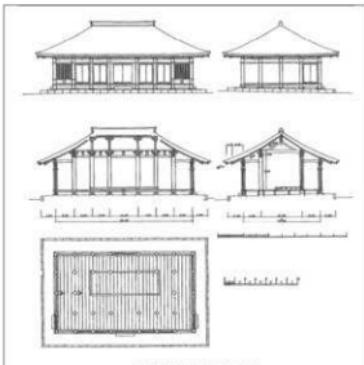
国指定史跡内の建物復元にあっては、文化庁の文化審議会文化財分科会での審議を助けるために設置されている「史跡等における歴史的建造物などの復元の取扱いに関する専門委員会（復元検討委員会）」での審議を経たうえで、建物復元を内容とする現状変更の許可を得る必要がある。金堂跡の建物復元については、平成16（2004）年6月、9月及び翌17（2005）年2月の「復元検討委員会」での審査を受け、そのつど指摘事項にかかる追加調査や設計修正を実施、3回にわたる審議終了後、現状変更許可申請を行い、同年5月に許可が下りた。同じく中門跡については、平成18（2006）年6月、12月及び翌19（2007）年4月に審査を受け、審査後に現状変更許可申請を行い、同年5月の許可に至っている。

金堂の建物復元整備（平成17～19（2005～2007）年度）

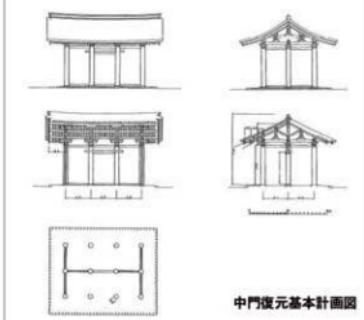
創建当時の金堂は桁行7間（53尺）、梁間4間（30尺）の規模で、南都の寺院と比べると全体として小規模であるが、いわゆる五間四面堂として大寺院の格式を持たせ中央間は丈六の薬師坐像を安置するため広くしている。基礎は層状に築成した土層の周間に、高さ一尺五寸の切石を化粧として廻らせた低い基壇を築いている。各部の形式手法については建立年代の近い類例を参考にし、地域性を考慮して設計した。また、各部・各材の寸法・比例については、建立年代のほか規模の大小も勘案して決定した。

中門の建物復元整備（平成19～20（2007～2008）年度）

中門は桁行3間×梁間2間の中央間を戸口とする一重の門（八脚門）で、発掘調査の結果平面規模は桁行・梁間とも柱の中心間の距離が6尺5寸（約1.95m）であったことが判明している。3間×2間の建物であることから、間口約5.85m、奥行約3.9mとなり、軒の出や周囲の石



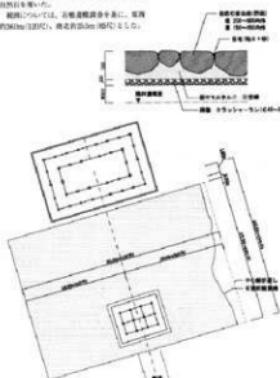
金堂復元基本計画図



中門復元基本計画図

石敷き広場の復元におけるは、金堂跡復元及び第一中門跡などと同じく敷地北側の現存跡で、遺構現状に多く対応している「空庭式」の石敷き広場である。

規格について、石敷き広場部分を主に、東西約30.0m（30尺）、南北約25.0m（25尺）となる。



石敷き広場復元施工図

敷き造構などを考慮して、基壇の規模を東西約8.3m、南北6.6mと推定した。柱の太さや建物の高さなどは、現存する建物などのデータを基礎に、礎石の大きさや柱間の距離などの比率から導き出した。

南半部の整備工事については建物復元を作りうため、まずもって地盤改良剤を含む80cm以上の造構保護盛土を行い、その上で新たに基礎工事を行っている。そのため、北半部との比高が減少し、造構上の継続傾斜とは異なっていることを記しておく。

石敷き広場の復元整備（平成21（2009）年度）

発掘調査によって確認された石敷きは金堂跡の前方に広がり、中門跡までを取り囲む東西30m、南北25m以上の範囲に及んでいた。金堂跡中央間の正面には比較的大形の石が用いられているが、その他は人頭大の石が敷設されている。一見無造作に並べているように見えるが、所々に一直線に配された石列が確認されており、敷設に際しての基準の石列（見当石）もあったようだ。また、金堂跡の中軸線に対して東西幅が均等ではない。復元に際しては、見当石の配置や石敷きの傾斜などを可能な限り実際の造構と同じように再現し、端部が岬脚でない東端については、地



第Ⅰ期整備竣工後の鳥瞰

形に沿った形で取扱させた。

なお、南半部の工事期間中は、逐次建設現場の公開や現地説明会を行い、史跡整備事業に対する理解と関心を寄せていただくように配慮した。

② ガイダンス広場の整備

伽藍修景地区の南側、史跡の入口部一帯はガイダンス地区と位置づけ、広場整備を図った。中央南北には参道造構が検出されているが、ここでは幅員の東西に見切石を配して復元し、園路としても利用することとした。その他新設の園路は来訪者の利便性と伽藍空間との調和を考慮して土系舗装とした。また、東西に横断する生活用水路が存在し



石敷き広場整備の竣工景観



ガイダンス広場整備計画平面図



入園受付を兼ねた休憩施設

ていたが、流路を生かした修景整備を図っている。このエリアに新たに敷設した各施設は、以下のとおりである。

休憩施設 慧日寺跡のガイダンス施設としては、すでに磐梯山慧日寺資料館が建設されているが、現地に便益施設等が不備であることから、来訪者に対する利便性の向上を図るとともに、現地ならではの説明・解説ができる施設としてガイダンス広場内の東端部に新たに建設した。施設は平屋RC構造で延べ床面積は176.2 m²。内部にはトイレのほか、休憩・展示スペース、映像室などを配置している。伽藍修景地区の手前に位置し、史跡来訪者が最初に目にする建物であることから、外観・意匠は華美にならないよう配慮した設計とした。

なお、令和5（2023）年度からは史跡入園の際の受付としても利用しており、職員が常駐する体制をとっている。

地形模型 史跡のエントランスにおいて慧日寺跡の立地環境が理解できるように、現代施設（公共施設・鉄道・道路・スキー場・ゴルフ場など）も明示した1/5,000地形模型を設置した。青銅鋳造製で、概ね「絹本著色惠日寺繪図」に描かれた範囲を表示している。付随する写真付き解説文は、陶板仕上げとした。



周辺地形模型

（5）整備後の活用の取組み

平成21（2009）年度までの整備をもって、ひとまず第1期の整備が竣工した。とりわけ、寺院跡の史跡として全国初となる中心建物の復元という事例が注目を集め、公園直後から県立高校入試問題への採択をはじめ、大手出版社の社会科資料集、歴史関係書籍への収録などが相次ぎ、郷土史教育にも積極的に活用されるようになった。

復元した金堂には博物館的な機能を持たせ、内部に本尊であった薬師如来像に関する展示や解説板等を設置することによって、来場者への史跡理解に供している。また、金堂内部や石敷き広場を利用して季節ごとにさまざまなイベントも開催し、整備後の活用に供している。代表的な活用事例としてそれぞれを紹介する。

① 展示物としての薬師如来坐像の制作・展示

金堂は慧日寺資料館の一部として位置付け、内部に展示を行って博物館的な機能を持たせた。そのため、来迎壁前には薬師三尊の写真パネルを掲示し、須弥壇前には説明版を設置して公開を行ってきた。

その後、金堂内部の情景を立体的に造り出すことによって、その用途や機能がより臨場感を持って体験できるようになると考え、整備の時代設定に合わせた創建当初の本尊である丈六薬師如来坐像を復元制作することを決定した。

ちなみに諸記録によれば、慧日寺の本尊である薬師如来坐像は、創建以来少なくとも五度にわたって焼失・再興を繰り返しているが、明治5（1872）年の火災で焼失して以降は廃寺もあって失われたままであるが現存していない。

あくまで展示品としての位置付けではあるが、時代・地域に沿った歴史資料かつ芸術作品としても価値があるものの制作を目指した。そのため、美術史・彫刻史の有識者が



内部展示の状況



復元薬師像の展示

らなる専門委員会を立ち上げ、3DCGでの検証から、樹脂模型や木彫による縮尺模型などで検討を重ねた。

実際の制作にあたっては、平成27(2015)年12月に町と東京藝術大学が研究連携協定を締結し組んだ。その絆の中では磐梯町にも工房を設え、一般公開をしながら制作を進めている。平成30(2018)年7月には金堂内へ搬入し、最終調整の後完成披露を迎えた。堂内では来訪者への理解を助けるため、制作工程を紹介した写真パネルも併せて展示している。

② 金堂・石敷き広場の活用

平成22(2010)年春までに竣工した第Ⅰ期整備により多くの来訪者を迎える中で、いわゆる金堂院においては、声明・雅楽・琵琶・和太鼓・落語などの伝統芸能的な催しから、吹奏楽・サンドアート・サムライパフォーマンスなど、現代風のライブまで、季節ごとに趣向を凝らしたさまざまな催しを継続して開催している（下写真参照）。10年以上が経過し、定着したいベントも多く、大勢の来訪者に歴史空間を堪能していただいているところではある。しかしながら、これらは不特定多数の一般来訪者向けの催しであり、慧日寺理解を深める町民向けや学校児童向けに特化した活用やイベントには、まだ十分に活用されていないのが現状である。

地域に根差した文化遺産を生かす上でも、取組みに関わるスタッフの確保も含め、史跡理解につながる方策を、行政・地域住民が共通理解の上に立って協働していく取組が必要であろう。

白岩賀一郎（磐梯町教育委員会）



さまざまな史跡活用イベント

【関連文献】

- 磐梯町教育委員会 1992 『史跡慧日寺跡保存管理計画書』
- 磐梯町教育委員会 1992 『史跡慧日寺跡環境整備基本計画』
- 磐梯町教育委員会 1993 『史跡慧日寺跡整備計画』
- 磐梯町・磐梯町教育委員会 2012 『史跡慧日寺跡－中心伽藍第Ⅰ期復元整備事業報告書－』
- 磐梯町 2016 『磐梯町歴史の風致維持向上計画』
- 磐梯町 2022 『史跡慧日寺跡保存活用計画』

あいづおおとかまあとぐん
会津大戸窯跡群

福島県会津若松市

大戸古窯跡群は昭和 58 年度の南原地区大規模果樹園開発に伴う分布調査により、南原 19 号窯跡をはじめとした 2 基の須恵器窯跡の発掘調査によって注目され、昭和 61・62 年度には詳細な分布調査が実施され、須恵器と中世陶器の窯跡が 220 地点確認されている。そのため、遺跡の内容確認のため、昭和 63 年度から平成 3 年度にかけて各時期の代表的な窯跡が発掘調査されて、その結果については、平成 3・4 年度に発掘調査報告書が刊行されている。

その後、平成 6 年度にも南原地区の林道開設工事に伴い緊急調査が実施されるなど、遺跡の保存に影響を及ぼす周辺開発計画がその後も予想されることから、周辺の開発計画に対応するために保存管理計画書作成の必要性が高まった。会津若松市教育委員会では平成 7～9 年度にかけて「大戸古窯跡群保存整備事業指導会議」を設置し、遺跡周辺部も含めた保存管理計画が作成された。平成 9 年度の保存管理計画書の策定を受けて、平成 10 年度に福島県指定史跡となった。

史跡指定地は現状では大きな整備事業は行われず、定期的な除草作業を行なながら基本的には現状保存されている。史跡の公開・活用のため、平成 18 年度には学習施設として遺跡の概要を記した説明板が設置されている。

大戸古窯跡群は窯跡数 220 基を越す大規模な窯跡群であり、東北でも最大規模の窯業生産地であったことが分かっている。奈良時代から南北朝時代まで一時断絶はあるが、ほぼ古代から中世にわたって同一地域で須恵器と中世陶器が継続して生産されている東北でも貴重な窯跡である。

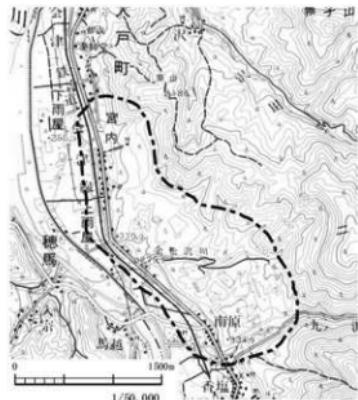
また、この窯で生産された須恵器は東海地方の猿投窓の影響を強く受け、中世陶器は北陸地方の越前や加賀窓の影響を受けているなど、他地域との窯業技術交流の姿を明らかにすることができ、窯業生産の歴史的背景を考える上で貴重な情報を見ることができる。その製品は会津郡を越え陸奥



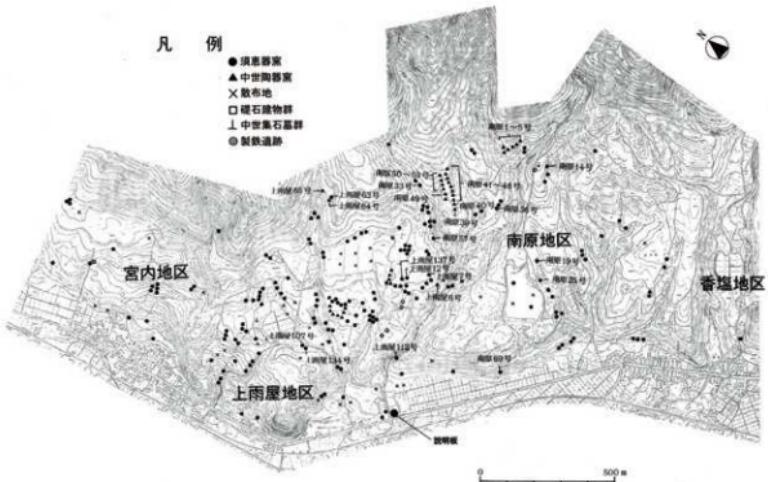
史跡入り口に設置された説明板

【基本情報】

遺跡名	会津大戸古窯跡群
所在地	会津若松市大戸町大字上三寄・大字雨屋地内
指定の有無と指定年月日	県史跡「大戸窯跡群」(平成 10 (1998) 年 3 月 31 日指定)
立地環境と遺跡の規模	会津盆地南東の丘陵部。窯跡群は南北約 3.5km、東西 1km の範囲に広がっている。
遺跡の年代	8 世紀後葉～14 世紀中葉
遺跡の概要	丘陵に入り組む沢沿いの緩斜面を利用して 220 基を越す窯が築造されている。東北最大級の窯跡数を誇る窯業生産地である。
発掘調査初年	昭和 58 (1983) 年
整備実施年	平成 18 (2006) 年 説明板設置
「発掘調査成果編」の参照ページ	第 1 分冊 pp.303-312



会津大戸窯跡群の位置図



史跡全体図（古代の窯は全域に分布しているが、中世の窯は中央部に集中して分布する）

国全域、特に多賀城や耶沢城を始め官衙跡を中心に流通していることから、陸奥国が生産・流通に大きく関与していた可能性が想定できる。

このような遺跡の持つ考古学的価値から考えて、大戸古窯跡群は国指定史跡としての価値を十分に持っていると考えられ、周辺地域の保護対策も含めた総合的な保存管理方針の策定が求められている。福島県教育委員会および会津若松市教育委員会の国指定史跡に向けた保存の取り組みに期待したい。

遺跡の概要

- 1 窯跡数が220基を超える東北でも最大級の窯業生産地である。
- 2 奈良時代から南北朝まで一時断続する時期が存在するが、古代から中世にかけて同一地域の中で須恵器と中世陶器が生産されており、このような生産のあり方をする窯は、現在のところ東北唯一である。
- 3 須恵器では杯、高台杯、長頸瓶、短頸壺、水瓶、佐波理模擬碗、双耳碗、盤、円面碗、鳥形瓶、甕など、多様

な器種が生産されており、東海地方の須恵器の影響を強く受けた製品が生産されていた。

- 4 中世陶器では、壺、壺、擂鉢を基本とする器種別生産が行われ、北陸地方の越前・加賀窯の影響を受けて生産されている。
- 5 窯跡の保存状態が良く、窯業に関する工房跡や竪穴建物などが確認され、生産体制に関する貴重な情報を提供している。
- 6 大戸古窯跡群で生産された須恵器の流通範囲を見ると、操業開始の8世紀後葉では会津盆地内にとどまっているが、9世紀初頭には福島県内全域、9世紀中葉には長頸瓶などの特定器種が遠く多賀城や耶沢城などにも供給されるようになる。製品の供給範囲からも郡主導の窯ではなく、陸奥国が大きく関与した窯であることが想定できる。

このように大戸古窯跡群は、窯跡群の規模だけでなく、操業期間が長い点、さらに製品が広範囲に流通するという点でも、東北地方の中では特筆される生産遺跡である。

荒木 隆（福島県考古学会）

【関連文献】

会津若松市教育委員会『会津大戸窯 大戸古窯跡群保存管理計画書』

かねざわちくせいてついせきぐん
金沢地区製鉄遺跡群

福島県南相馬市



東北電力原町火力発電所構内 製鉄炉保存館

【基本情報】

遺跡名 金沢地区製鉄遺跡群（かねざわちくせいてついせきぐん）、長瀬遺跡・鳥打沢A遺跡

所在地 福島県南相馬市原町区金沢

指定の有無と指定年月日 未指定

立地環境と遺跡の規模 12～45mの物見岡丘陵上。約1km四方。

遺跡の年代 7世紀後半～10世紀前葉

遺跡の概要 東北電力原町火力発電所の建設に伴って約11遺跡が確認され、製鉄炉跡123基、木炭窯跡152基が確認された。全国最大級の製鉄遺跡群で、鳥打沢A遺跡はその1つ。

発掘調査初年 平成元（1989）年

整備実施年 平成8（1996）年～平成10（1998）年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第1分冊 pp.315-318



金沢地区製鉄遺跡群の位置



南相馬市博物館に移設された長瀬遺跡の堅型炉

金沢地区製鉄遺跡群は、東北電力株式会社による原町火力発電所の建設に伴い、予定地の丘陵約1km四方に所在が確認された11遺跡の総称である。約21万m²を対象として調査が行われた結果、製鉄炉跡123基、木炭窯跡153基が確認された。

金沢地区製鉄遺跡群の調査で発見されたこれらの製鉄関連構造のうち、長瀬遺跡で確認された堅型炉と、鳥打沢A遺跡で確認された両側排滓の長方形箱型炉と木炭窯は、切り取り・移設及び現地保存などの方法により保存され、展示公開されている。

当地方における製鉄技術の導入は7世紀後半で、西日本に系譜をもつ両側排滓の長方形箱型炉がもたらされ、以後も長方形箱型炉が主流的な炉形態として変遷する。一方、金沢地区製鉄遺跡群で確認された製鉄炉のうち10基が堅型炉で、8世紀後半の一時的な導入により在来の長方形箱型炉に影響を与え、踏み石の導入など、以後の製鉄炉の変遷における画期となった。

相馬地方に数多く残された古代製鉄遺跡は、当地方が東北古代史において果たした役割とその特質を雄弁に物語っている。国内最大級の製鉄遺跡群である金沢地区製鉄遺跡群は、そのなかでも中核となる遺跡群であり、近接する国史跡泉官衙遺跡（行方郡家）とともに、当地域の成り立ち

を知るうえで欠かすことのできない情報を与えている。ここに所在した製鉄の導入と変遷の画期となった両側排滓の長方形箱型炉と堅型炉が保存され、今日も見ることは、地域の歴史文化の理解において、極めて有意義である。

1. 市立博物館へ移設された長瀬遺跡の堅型炉

平成3（1991）年度に調査が実施された長瀬遺跡の第22号製鉄炉は、それまでの調査でみつかった製鉄炉のなかで、保存状態の良好な堅型炉であり、学術的価値が高いことから、平成7（1995）年に開館した野馬追の里原町市立博物館（現南相馬市博物館）へ切り取り・移設された。現在、常設展示室で見ることができる。



南相馬市博物館

2. 東北電力原町火力発電所構内 埋蔵文化財保存館

(1) 保存整備の経緯

平成6(1994)年度に実施された鳥打沢A遺跡第5次調査では、調査途中に工法変更によって対象地の一角落が残地林として残されることとなり、この部分に所在する製鉄炉および木炭窯が現地保存されることとなった。当時、発電所建設に伴って「古代の炎から先端の炎」をテーマとした地域共生事業が取り組まれていることもあり、東北電力株式会社と福島県教委での協議の結果、検出された遺構を保存処理のうえ覆屋を建設して保存・公開する措置がとられることとなった。

(2) 保存整備の経過

- ・平成8年8月 東北電力株式会社より保存方針案の提示
- ・同年11月～ 基本設計
- 平成9年1月
- ・平成9年2～6月 実施設計
- ・ 5～7月 整備対象地の確認調査
- ・ 8月 保存遺構及び周辺について硬化・養生作業、製鉄炉部分のカビ取り作業
- ・ 10月 保存建屋建設工事着工
- ・平成10年3月31日 保存建屋竣工・内部展示完成

(3) 保存整備の内容

① 遺構の強化・カビ取り作業

石材強化剤OH100(ドイツ・ワッカー社製)を電動式スプレーで散布して含浸させる方法を用いた。使用した薬剤の量は木炭窯で400kg、製鉄炉で450kgである。

強化作業の後、保存建屋建設に先立つ養生作業中に、製鉄炉部分に発生が確認されたカビの除去。A) エチルアルコールの吹付、B) 歯ブラシによるブラッシング、C) 水



発掘調査状況



整備状況

の吹付後に拭き取りを試行錯誤した結果、C)で効果が得られており、後に木炭窯跡でも平成10(1998)年に建屋の竣工前に実施した。

② 製鉄炉保存館と木炭窯保存館

隣接して確認された2基の両側排滓の長方形箱型炉である15・16号製鉄炉と、連続して掘り込まれた3基の窯室式木炭窯跡である38・39・42号木炭窯を現地保存し、見学できるようにするために、製鉄炉保存館・木炭窯保存館の2棟に分けて建屋を建設した。鉄骨造り、ガルバリウム鋼板屋根の構造で、玄関には風除室を設ける。製鉄炉保



製鉄炉保存館の建屋

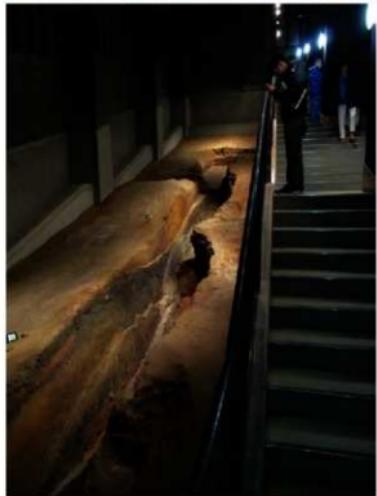


製鉄関連遺物の展示

存館は、玄関を入った手前のオープンスペースをギャラリーとし、建屋東の製鉄炉を間近で見られるよう、遺構の脇に通じるギャラリー通路が設置している。ギャラリーには展示ケースを置いて出土品を展示し、通路沿いの壁には解説パネルを設置して、本遺跡群の発掘調査成果等について解説している。木炭窯保存館も遺構の脇にギャラリー通路を設け、壁には解説パネルを設置し木炭窯の操業の様子等を解説している。

③ 万葉歌碑の建立

木炭窯保存館前の広場に高さ約3mの御影石製の歌碑を



木炭窯保存館の建屋と木炭窯跡

【関連文献】

福島県教育委員会・財福島県文化センター・東北電力株式会社 1998『原町火力発電所関連遺跡調査報告』IX 福島県文化財調査報告書第344集

設置した。これまで詠み人知らずで詠んだ場所も不明であった『万葉集』第14卷の東歌「真金吹く丹生の真朱の色に出て 言はなくのみそ 吾が恋ふらくは」の一首が、当時、製鉄が行われていたこの一帯のことを詠んだものであるとする鈴木啓氏の説を紹介し、遺跡の意義の一端を示している。碑面に刻まれた字句の釋義は元東北学院大学教授、文学博士の岩崎敏夫氏による。

3. 公開活用の取り組み

長滑遺跡の堅型炉は南相馬市立博物館の常設展示で當時、見学が可能である。

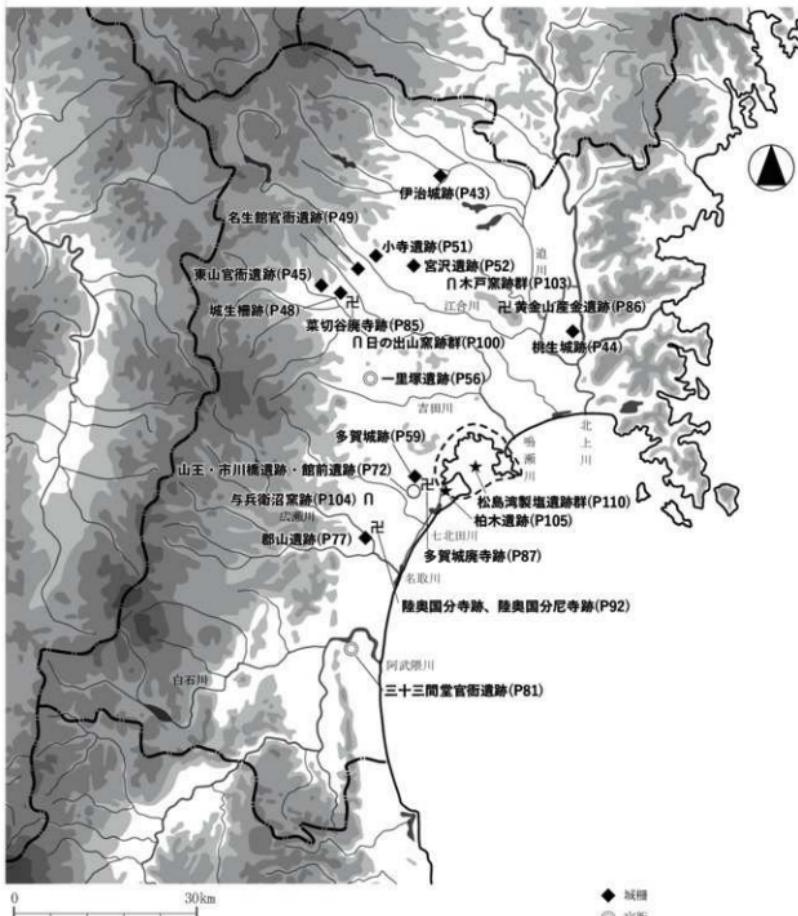
東北電力原町火力発電所構内の埋蔵文化財保存館は、平日は見学を受け入れている（事前申込必要）ほか、南相馬市内の文化財の一般公開日に合わせた4・5・9・10月の年4回、第2日曜日に、「製鉄とエネルギーの参観日」を開催し、発電所構内の案内と合わせて、埋蔵文化財保存館において南相馬市教育委員会文化財担当者による解説会を行っている。

藤木 海（南相馬市教育委員会）



保存館ちかくに立てられた万葉歌碑

宮 城 県



- ◆ 城柵
- 宮衙
- 宮衙関連
- △ 寺院・仏堂
- 空跡
- ★ その他の生産道路(製鉄・製塩)

いじじょうあと 伊治城跡

宮城県栗原市



伊治城跡政庁と説明板



政府・内郭域の整備イメージ図

伊治城跡では政庁付近、外郭北辺大堀と土塁、松森コレクション(照明寺入口)についての説明板を設置している。公有化範囲については年2回の環境整備を実施している。

また、地元の歴史愛護団体である「宮野地域づくり協議会」によるウォーカーラリーが開催され、地域の歴史を知る機会となっている。

伊治城跡の北側にある栗原市楽館出土文化財管理センターでは伊治城跡出土遺物を中心に築館地区から出土した遺物の展示しており、伊治城跡を見学する際のガイダンス施

設となっている。なお、栗原市楽館出土文化財管理センターの軒先は重圓文軒丸瓦で飾られている。

史跡内の約45%が公有化を行ってされており、平成28(2016)年3月に『史跡伊治城跡整備基本構想』、平成29(2017)年12月に『史跡伊治城跡整備基本計画』を策定した。コンセプトである「奈良時代後半における律令国家北方最前線の城柵」を活かす整備に向けて今後検討を進めたい。

安達訓仁(栗原市教育委員会)

【基本情報】

遺跡名 伊治城跡(いじじょうあと)

所在地 宮城県栗原市楽館字城生野唐崎・地蔵堂

指定の有無と指定年月日

国史跡(平成15(2003)年8月27日)

立地環境と遺跡の規模 葉館丘陵南端部の標高約20~25mの河岸段丘上。遺跡の範囲は東西700m、南北900m。

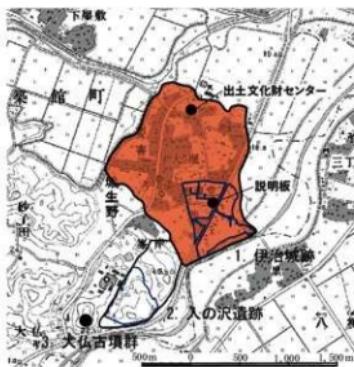
遺跡の年代 8世紀後半~9世紀前葉

遺跡の概要 神護景雲3(767)年に創建。また、宝亀11(780)年に「伊治公告麻呂の乱」が起こった場所である。三重構造(政庁、内郭、外郭)で築地堀や土塁、大堀で囲まれる。

発掘調査初年 昭和52(1977)年

整備実施年 未実施

「発掘調査成果編」の参照ページ 第2分冊 pp.3-12



伊治城跡・入の沢遺跡・大仏古墳群の位置

【関連文献】

栗原市教育委員会 2017『史跡伊治城跡整備基本計画』

ものうじょうあと
桃生城跡

宮城県石巻市



遺跡遠景



説明板

桃生城跡は宮城県多賀城跡調査研究所により10次にわたり発掘調査が行われ、その東側隣接地の新田町跡では三陸自動車道の建設に係る発掘調査が宮城県文化財保護課により行われた。この両遺跡は密接に関連する遺跡であると考えられる。遺跡の構造や変遷が明らかとなりつつあるが、文化財指定を受けておらず、現在は集落・耕作地・山林となっている。遺跡南側に位置する街区公園の脇に、石巻市教育委員会が説明板を設置しており、遺跡の概要が平面図、政庁の復元図、出土遺物の写真とともに解説されている。また、政庁

跡にも同内容の説明版が設置されている。

遺跡の南西約13kmに所在する石巻市博物館では、展示室の壁面に桃生城政庁の内部空間がベースで描かれ、その手前には遺跡全体の復元地形模型（縮尺1/1000）が展示されている。

白崎恵介（宮城県教育委員会）



桃生城復元模型（石巒市教育委員会提供）



位置図

【基本情報】

遺跡名 桃生城跡（ものうじょうあと）

所在地 宮城県石巒市飯野・太田

指定の有無 未指定

立地環境と遺跡の規模 北上山地の南、北上川右岸の標高40～80mの独立丘陵。遺跡範囲は東西約1,100m、南北約800m。

遺跡の年代 8世紀後半

遺跡の概要 奈良時代の城柵であり、「続日本紀」により造営から廃絶までの経緯が知られる。政庁を中心とした中央郭と、その東西に位置する東西郭で構成される複郭構造をとる。外郭区画施設は築地塀、土壙、材木塀が用いられる。

発掘調査初年 昭和49（1974）年

整備実施年 平成18（2006）年説明板設置

令和3（2021）年石巒市博物館開館

「発掘調査成果編」の参照ページ 第2分冊 pp.13-20

ひがしやまかんがいせき
東山官衙遺跡

宮城県加美郡加美町



遺跡に付随する南北大路と説明板

【基本情報】

遺跡名 東山官衙遺跡（ひがしやまかんがいせき）**所在地** 宮城県加美郡加美町鳥崎字東山**指定の有無と指定年月日**

国史跡（平成 11（1999）年 1月 28 日）

立地環境と遺跡の規模 大崎平野西端、田川左岸の標

高 30 ~ 40m の台地。遺跡範囲は東西 450m、南北 350m。壇の越遺跡・早風遺跡を含めた範囲は東西 2km、南北 1km。

遺跡の年代 8世紀前半～10世紀前半**遺跡の概要** 奈良・平安時代の城柵官衙遺跡で、賀美郡と考えられており、政庁・正倉院・館院・劇院・築地塀・南門などにより構成されている。隣接する壇の越・早風遺跡では、方格地割や外郭区画施設が造られており、東山官衙遺跡を中心部とする一連の遺跡群を構成する。**発掘調査初年** 昭和 61（1986）年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第 2 分冊 pp.21-32



遺跡の位置図



東山官衙遺跡案内板位置図



遺跡内の案内板



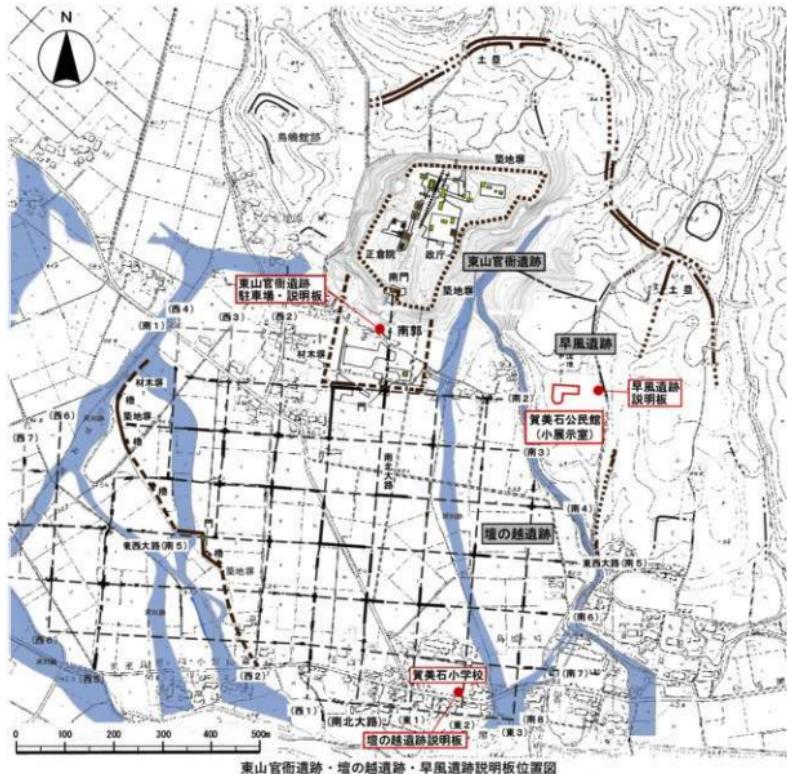
墓石表示板

東山官衙遺跡は、国指定史跡の面積が約10万m²あり、平成14・15(2002・203)年に鳥屋ヶ崎八幡神社の境内地を除き土地を公有化している。それ以前は畠地として利用されていたが、現在は丘陵平坦部が原野・境内地、丘陵斜面が山林として利用されている。丘陵平坦部の公有地された土地のうち約1.3万m²では、年3回の草刈を行っており、環境整備に努めている。

南門南側の丘陵下部には、遺跡説明板と駐車場がある。見学者はここに車を停めて、南北大路に沿って丘陵を登り、

南門跡を通して丘陵上の官衙域に至る。丘陵上には、小型ではあるが、これまでの発掘調査区と検出構造を示した案内板があり、現地に7箇所設置されている遺構表示板の位置を示している。それらのうち「正殿」「南門」「大溝」は表示板が位置を示しているのみであるが、「築地塀」「大穴」2箇所の「墓石」は現地にて遺構を確認することができる。

この東山官衙遺跡と関係する遺跡として、隣接する壇の越遺跡、早風遺跡があり、これら東山官衙遺跡群内の施設にも説明板等が設置されている。



壇の越遺跡説明板



早風遺跡説明板



公民館内展示スペース

壇の越遺跡内の賀美石小学校には、南側の道路沿いに説明板があり、壇の越遺跡の概要、特に検出された方格地割について図面と説明がある。早風遺跡内の賀美石公民館には、門付近に早風遺跡の説明板があり、昭和 54(1979)

年の発掘調査の概要が記されている。また、公民館内のロ

ビーには小規模ではあるが展示コーナーがあり、東山官衙遺跡の推定復元模型や出土した南門の柱材、壇の越遺跡出土の木材塙の木材、早風遺跡出土土器などの展示に加え、それぞれの遺跡の解説板がある。

吉田 桂（加美町教育委員会）

じょうのさくあと
城生柵跡

宮城県加美郡加美町



標柱と説明板



築地柵残存箇所

城生柵跡は、国指定史跡の範囲が約22万m²で、その8割が田畠、残りが宅地・林地として利用されており、すべて民地となっている。そのため、整備がほとんど行われていないが、遺跡南東隅の道路沿いには標柱と説明板が、遺跡北東隅には説明板が設置されている。

現在、史跡内に遭構表示板は設置されていないが、遺跡北東隅の墓地内に設置されている説明板の付近では土壘状の高まりがL字形に残存しており、外郭築地柵のコーナー部分が確認できる。

吉田 桂（加美町教育委員会）

【基本情報】

遺跡名 城生柵跡（じょうのさくあと）

所在地 宮城県加美郡加美町城生

指定の有無と指定年月日 国史跡（昭和54年5月18日）

立地環境と遺跡の規模 大崎平野西部、鳴瀬川左岸の標高30～40mの河岸段丘の南端部。遺跡範囲は東西355m、南北370m以上。

遺跡の年代 8世紀中葉～9世紀前葉

遺跡の概要 奈良・平安時代の城柵官衙遺跡である。発掘調査の結果、外郭施設では築地柵と大溝、それらに取り付く八脚門、内部施設では区画溝、倉庫とみられる建物跡などが確認されているが、政庁跡は確認されていない。

発掘調査初年 昭和52年（1977年）

「発掘調査成果編」の参照ページ 第2分冊 pp.43-52

【関連文献】

中新田町教育委員会 1984『国指定史跡 城生柵跡保存管理計画書』



説明板位置図



築地柵残存箇所

み ょう だて かん が い せき
名生館官衙遺跡

宮城県大崎市



遺跡全景（東から）

【基本情報】

遺跡名 名生館官衙遺跡（みょうだてかんがいせき）**所在地** 宮城県大崎市古川大崎字名生館ほか**指定の有無と指定年月**

国史跡（昭和 62（1987）年 8月 17 日）

立地環境と遺跡の規模 大崎平野北西部、江合川右

岸の標高 43m の河岸段丘。東西約 0.3km、南北約 0.8km。

遺跡の年代 7世紀中葉～9世紀**遺跡の概要** 8世紀を中心に瓦葺の政庁などを発見した官衙遺跡である。最も古い政庁は国府多賀城創建前に造営される。

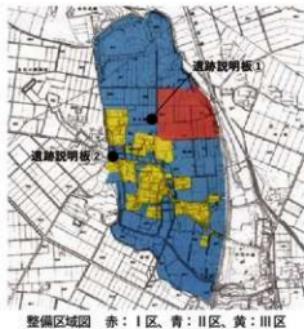
中世の城跡でもあり、土塁や堀跡が残り、建物跡も発見されている。

発掘調査初年 昭和 55（1980）年**整備実施年** 平成 4（1992）年公有化開始

「発掘調査成果編」の参照ページ 第2分冊 pp.53-66



遺跡位置図



遺跡説明板②(北から)



遺跡説明板①(南から)



遺跡誘導表示①



遺跡誘導表示②

史跡全体の整備コンセプト

保存管理計画に従い、公有地化と整備活用を進めることとした。整備活用にあたっては、①遺構の保存と史跡景観の保全、②市民の学習の場と体験の場としての整備、③来訪者の利便のための便益施設などの整備を方針としている。

エリア別の整備コンセプト

発見した遺構の年代及び遺跡内の現在の状況から3つの区域に分けて、保存管理を計画している。

【第Ⅰ地区】 政府などの多くの官衙遺構が発見されている地区。ほかに古墳時代や中世の遺構も確認されることから、優先して公有地化を図り、遺構の整備活用を進める地区。

【第Ⅱ地区】 発掘調査により、官衙遺構や古墳時代や中世の遺構がある程度発見されている地区。Ⅰ地区に続き、公有地化や整備活用を進めていく地区。

【第Ⅲ地区】 官衙遺構の拡がりは予想されるものの、宅地となっている地区。この地区は史跡の重要性と地域の生活域の調和を配慮しつつ、保存を図っていく。

整備状況

第Ⅰ地区については、公有地化により、遺構の保全が行われ、説明版や誘導表示などの設置が行われた。第Ⅱ～Ⅲ地区のについても地域の協力により、史跡範囲内とし、現状変更などの手続により、遺跡の管理・保全を行っている。

課題

今まで遺構説明版や遺跡の中心である政庁跡までの誘導表示などを整備したもの、遺構の平面表示や便益施設などの歴史学習や憩いの場としては未整備である。また、近在する陸羽東線・東大崎駅を起点とした遺跡の活用・動線の整備も計画にとどまっている。

大谷 基（大崎市教育委員会）

【関連文献】

古川市教育委員会 1991 『史跡名生館官衙遺跡 保存管理計画書』

こ で ら い せ き
小寺遺跡

宮城県大崎市



小寺遺跡全景（南東から）



築地塀の現況（北から）

小寺遺跡は、農道整備事業計画に伴う発掘調査により3時期の築地塀跡が確認された。築地塀には一時期、櫓状建物があり、塀で区画された内部には8世紀前半以降の堅穴建物も確認されている。古い時期の築地塀跡は、新しい道路の下に保存され、断ち割った築地塀の脇には遺跡の概要や塀の模式図を記した説明板が設置されている。

大谷 基（大崎市教育委員会）

【基本情報】

遺跡名 小寺遺跡（こでらいせき）

所在地 宮城県大崎市古川小林字莊嚴寺、清水字三丁
　　目小寺ほか

指定の有無 未指定

立地環境と遺跡の規模 大崎平野北部、江合川左岸の標高40m前後の丘陵。遺跡の規模は北西から南東方向に約760m、北東から南西方向に約220m。

遺跡の年代 8世紀前半～10世紀初頭

遺跡の概要 3時期の築地塀跡が確認された城塁。丘陵上に築地と考えられる高まりがあるが、遺跡の北東約600mにも同様の高まりがあり、規模はさらに大きいものと考えられる。

発掘調査初年 平成4（1992）年

整備実施年 平成5（1993）年案内板設置

「発掘調査成果編」の参照ページ 第2分冊 pp.67-70



遺跡・遺構案内板（東から）



遺跡位置図

【関連文献】

古川市教育委員会 1995『小寺遺跡』宮城県古川市文化財調査報告書第18集

古川市史編さん委員会 2006『杉ノ下遺跡・小寺遺跡』『古川市史』第6巻 考古資料

みやざわいせき

宮沢遺跡

宮城県大崎市



遺跡遠景・愛宕山地区（南から）

【基本情報】

遺跡名 宮沢遺跡（みやざわいせき）

所在地 宮城県大崎市古川川熊苦谷地ほか

指定の有無と指定年月日

国史跡 愛宕山地区：昭和 51（1976）年 7 月 13 日

国史跡 長者原地区：平成元（1989）年 8 月 14 日

立地環境と遺跡の規模 大崎平野北西部、江合川支流である田尻川北岸の標高 60m の丘陵上から標高 21m の沖積地も含めた範囲である。東西約 1.4km・南北約 0.8km。

遺跡の年代 8世紀後半～9世紀中頃

遺跡の概要 城柵

発掘調査初年 昭和 49（1974）年

整備実施年 昭和 59（1984）年～平成 6（1994）年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第 2 分冊 pp.75-82





宮沢遺跡・愛宕山地区整備完成図（南東から）

史跡全体の整備のコンセプト

宮沢遺跡は、古代の大規模な城柵・官衙遺跡であり、古代の東北社会を解明するうえで歴史的かつ学術的価値の高い極めて貴重な遺跡である。整備計画については、発掘調査の進んだ遺跡の一部である愛宕山地区について先行して保存を図りつつ、遺跡全体の整合性を欠くことないよう整備を進めた。また、史跡公園にふさわしい修景などを施し、市民に親しまれ活用されるように教育やレクリエーション的機能も考慮した。

整備エリア別、遺構表示等の整備コンセプト

整備は愛宕山地区に限定されているものの、宮沢遺跡の重要性が古代の城柵・官衙遺跡であることを重視し、遺構などの復元の時代設定は奈良・平安時代としている。修景は愛宕山地区が東北自動車道沿いであり、周りの自然環境にも配慮した植栽による歴史的環境に調和するものとしている。遺構表示等についても、色調を吟味し、歴史性や景観性を踏まえた自然で落ち着いたものとするよう考慮している。さらに公園としての便益施設も設けた。

特筆すべき手法、材料、工法、実験的取り組みとその総括

掘立柱建物跡や竪穴建物跡を発見した場所に近接し「透視説明板」を設置した。透明板には当時の建物の姿や住居の配置について描かれており、透かしてみると、当時の姿をより具体的に見学者が認識できるようにした。簡易な構造であり、分かり易い説明板ではあるものの、野外における透明アクリル板は汚れが目立ちやすく、その維持管理が難しい。

活用の取り組み（メニュー）とその持続性、効果

宮沢遺跡の遺跡範囲には、整備した愛宕山地区のほかにも築地や土壘状遺構の高まりが多く確認されており、遺跡全体の重要性を広く理解してもらうため、それらの遺構を動線的に連絡する遺跡散策路の整備を行った。これは、景勝地である化女沼周辺の自然環境や歴史遺産の特性を生かし公園化を図ったグリーンオアシス整備事業の一環として実施しており、散策路沿いには愛宕山地区と統一したデザインの説明版や注意板などを設置した。さらに、近接して出土した遺物の整理保存を行う施設として、出土文化財管理センターを建設している。



宮沢遺跡・愛宕山地区空撮（西から）



宮沢遺跡・愛宕山地区東部整備状況（西から）

遺跡に近接して、展示室のある施設を建設したことにより、市内外からの来訪者が立ち寄り易い環境となった。また、遺跡内を古代の里公園として、駐車場やトイレ、遊具、水飲み場などの野外活動施設を整備したことは、公園利用者などによる宮沢遺跡の認知に大いに役に立っている。

大谷 基（大崎市教育委員会）



遺跡案内板 (東から)



遺跡・遺構説明板 (南から)



植栽による築地・土壘の遺構表示 (南から)



据立柱建物・遺構表示 (南東から)



透視説明板 (北東から)

【関連文献】

- 古川市教育委員会 1981『史跡宮沢遺跡 保存管理計画』
- 古川市教育委員会 1994『史跡宮沢遺跡「愛宕山地区」保存整備報告書』
- 大崎市教育委員会 2020『宮沢遺跡』大崎市文化財調査報告書第 39 集

一里塚遺跡（吉岡東官衙遺跡）

宮城県黒川郡大和町



整備区域全景

【基本情報】

遺跡名 一里塚遺跡（いちりづかいせき）

所在地 宮城県黒川郡大和町吉岡東

指定の有無と指定年月日 県指定史跡「吉岡東官衙遺跡」

（平成8（1996）年5月31日）

立地環境と遺跡の規模 吉田川左岸の標高16～20mの

河岸段丘。遺跡全体は約20ha。

遺跡の年代 8世紀後半～9世紀初頭

遺跡の概要 旧石器時代から江戸時代にかけての遺構、遺物が発見されている。古代の遺構、遺物は、遺跡の南部、西部、東部で確認されており、そのうち倉庫群が規則的に配置された東部は黒川郡家の正倉とみられる。

発掘調査初年 昭和63（1988）年

整備実施年 平成8（1996）年

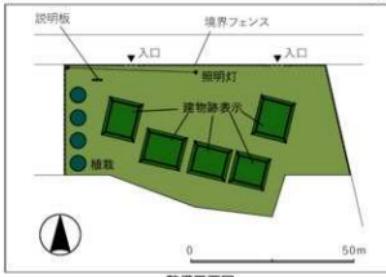
「発掘調査成果編」の参照ページ 第2分冊 pp.93-102



位置図



建物跡表示



整備平面図



説明板

1 遺跡の発見から保存、調査、整備までの経緯

一里塚遺跡は、遺跡が所在する大和町吉岡東部地区において土地区画整理事業が計画立案され、昭和63(1988)年の分布調査と、平成元(1989)年の確認調査の結果、東西約1.1km、南北約0.9kmと非常に広域な遺跡であることが判明した。平成2(1990)年から大和町により確認調査が実施され、遺跡の東部では材木塀が東西58m、南北54m以上の方形に巡り、南辺と東辺では桟門跡が検出され、塀で区画される内部には、区画中央の空堀地を取り囲むように掘立柱建物跡が規則的に配置されている状況が確認された。これらの建物には総社の高床式倉庫3棟と、床束を伴う床張りの建物3棟が含まれる。炭化米が出土していることから、この区画は黒川郡家の「正倉院」と考えられている。この調査結果を受けて、区画整理事業において保存のための協議がなされ、この区域の東西約60m、南北約20mの範囲について、工事対象から外されることとなった。そしてこの区域が平成7(1995)年には大和町

指定文化財「一里塚遺跡」に指定され、自治省（当時）の地域文化財保全事業として大和町が指定地を買い上げ、保存整備を図ることになった。さらに、平成8(1996)年には郡衙研究上、重要性が高いことから「吉岡東官衙遺跡」として宮城県指定史跡に指定された。

2 史跡整備のコンセプト

「平成7年度地域文化財保全事業計画書」（大和町行政資料）によると、当時の建物の配置を再現する形で整備を行い、保護と伝承を図り、町内の優れた文化財等をネットワークで結ぶ「歴史文化回廊」として整備・保存し、これらの活用を促進することにより新しい地域文化の創出につなげるとともに、文化財愛護思想の普及を図るために一拠点とすることが事業目標として設定されている。

3 遺跡整備の概要

県指定史跡に指定された範囲が整備されている。周辺は工業地域であり、整備区域の東、西、南隣接地は住宅地や商業地となっている。整備区域へは北側の道路からアプ



説明板



照明灯



入口の車止め



植栽

ローチする。遺跡見学専用の駐車場はない。

① 遺構表示

8世紀後半から9世紀初頭の官衙を構成する5棟の建物跡が表示されている。発掘調査で検出された遺構は純柱の掘立柱建物跡2棟と、床張りの掘立柱建物跡3棟であるが、整備では、いずれも土壇状に高さ50cm盛土して埴ぎを施して平面規模が表現されており、中央の広場を建物が埋むような建物の配置状況が再現されている。

② 説明板

北面の道路から見ることを想定した位置に、説明板が置かれている。鋼管フレーム製の垂直立型で、解説文とともに、遺構の平面図と、建物群の復元図バースがカラーで掲載されている。

③ 管理施設

道路との境界には鉄製の網格子の開柵で、隣接地との境界はネットフェンスで画される。入口は道路側に2か所

設けられ、コンクリート製レンガタイル張りの入口袖壁には「吉岡東官衙遺跡公園」と記されたブロンズ製の名称板がはめ込まれる。また、金属製の車止め（4羽の小鳥のオブジェがのるデザイン）が設置されている。夜間の防犯灯を兼ねたポール式の照明灯が1基、道路側の中央部に配置されている。

④ 緑化修景

史跡公園内は遺構表示も含めて、全面が埴ぎとなる。園内の西端部には4本のサクラが植栽されており、区域内の緑陰形成と、隣接する住宅との景観緩衝が図られている。

4 課題と展望

土地収回整理事業に伴う発掘調査においてその価値が明らかとなり、関係者の理解と協力により保存・整備につながった遺跡である。定期的な草刈りや、説明板のリニューアルなど適切な管理が行われており、都市空間内の緑地としての役割も果たしている。

【関連文献】

宮城県大和町 1995 『平成7年度地域文化財保全事業計画書』

白崎恵介（宮城県教育員会）

た　が　じょうあ　と
多賀城跡

宮城県多賀城市



城前官衙（北西から）

【基本情報】

遺跡名 多賀城跡（たがじょうあと）**所在地** 宮城県多賀城市市川、浮島**指定の有無と指定年月日** 特別史跡「多賀城跡附寺跡」、史跡指定大正 11 (1922) 年 10 月 12 日、特別史跡指定昭和 41
(1966) 年 4 月 11 日**立地環境と遺跡の規模** 松島丘陵から派生した標高 4 ~ 52m

の丘陵と低湿地。遺跡の面積は約 93ha。

遺跡の年代 8 世紀前半～11 世紀前半頃**遺跡の概要** 古代の陸奥国府で、奈良時代には鎮守府も置かれた。周囲は約 900m 四方の不整形形に、築地塀や材木塀
が巡り、中央部には約 100m 四方の政庁がある。城内の各所
で多くの役所の建物跡が検出されている。遺物として、瓦、
土器、木製品のほか、漆紙文書、木簡（重要文化財）が注
目される。外郭南門跡付近にある多賀城碑は重要文化財。**発掘調査初年** 昭和 38 (1963) 年**整備実施年** 昭和 45 (1970) 年～現在進行中

「発掘調査成果編」の参照ページ 第 2 分冊 pp.117-132



遺跡位置図



多賀城跡全体空中写真

1 多賀城跡の概要

(1) 調査から保存、整備までの経緯

① 遺跡の発見と史跡の指定

多賀城跡は、江戸時代中期にはすでに「多賀城碑」の存在を手掛かりにして、現在の政府跡が「多賀城」であると認識されていたことが知られており、内務省の踏査を経て大正 11 (1922) 年に史跡に指定された。昭和 35 (1960) 年に東北大学伊東信雄教授を団長とする多賀城跡調査委員会が多賀城跡及び多賀城廃寺跡の発掘調査を実施し、その目覚ましい考古学的成果を受け、昭和 41 (1966) 年には特別史跡に指定された。史跡指定以降、発掘調査の進展や宅地開発等から保存を講ずるため、7 回の追加指定が行われ、特別史跡に指定されている面積は約 93ha である。

② 遺跡の保存管理

特別史跡の管理主体には多賀城市が指定されており、指定地内の保存を目的とした土地の公有化事業が、昭和 38 (1963) 年から継続的に実施されている。令和 4 年度末時点で、指定面積の約 62% が公有化されている。

③ 遺跡の発掘調査と環境整備

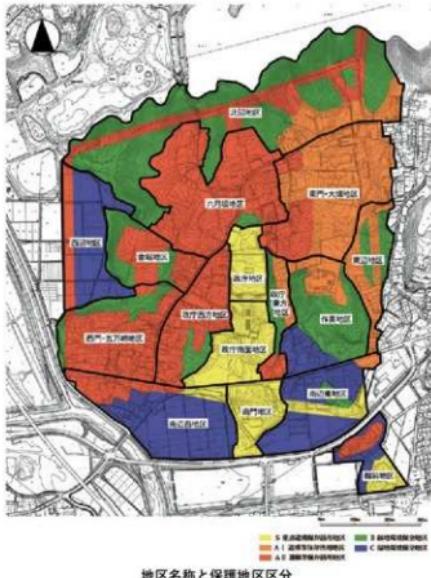
特別史跡多賀城跡附寺跡が特別史跡に指定されたことを

受け、多賀城市は昭和 41 (1966) 年から 3 年間で多賀城廃寺跡の環境整備を実施した。続いて多賀城跡の保存活用に移ることとなっていたが、広大な面積を有する多賀城跡の発掘調査及び環境整備は膨大な事業となることから、特別史跡指定地内の発掘調査、環境整備は、宮城県が昭和 44 (1969) 年に設立した多賀城跡調査研究所（以下「多賀城研」という）が担うこととなり、現在に至る。

2 遺跡整備の目標・方針

多賀城跡の環境整備の将来目標は、事業が開始された当初から「①貴重な歴史的追体験の場の形成」と「②ふるさとの自然に親しむ場の形成」の二つが掲げられてきた（古川 1990）。平成 28 (2016) 年に策定した『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』（宮城県教育委員会 2016）では次の 6 つの基本方針が設定されており、これらに従って具体的な整備計画、設計が作成され史跡公園化が図られている。

- ① 多賀城跡附寺跡の本質的価値を構成する構造を、それらと一緒に地形とともに保護し継承を図る。
- ② 多賀城跡の歴史的価値と特性を示す構造を整備し表現することにより、来訪者が学び楽しめる空間を創出する。
- ③ 古代多賀城の歴史的景観と、多賀城廃絶以降の歴史文



地区名称と保護地区区分

化遺産がもたらす景観や豊かな自然環境が共生し、それらに親しみ憩える場を形成する。

- ④ 市民・県民が保護継承活動へ積極的に参加し、また多賀城跡を利用した様々な文化的活動が実施できる環境を整える。
- ⑤ 住民の生活・生業に関わる景観との共存・調和を図るとともに、周辺地域のまちづくりとも連携し、地域の活性化や良質な生活環境の形成に貢献する。
- ⑥ 地域の誇りとなる歴史遺産であるのみならず、東北地方を代表する歴史的観光資源となすことをめざす。

3 整備計画

① 多賀城跡環境整備 5か年計画

多賀城跡は広大な面積をもつことから、土地公有化と発掘調査の進展状況を考慮した5か年ごとの中期計画を積み重ねながら、段階的に整備を進めてきている。

事業開始時から、多賀城跡の発掘調査と環境整備は政庁地区から開始されることが決まっており、第1次5か年計画（昭和45（1970）～49（1974）年度）では、政庁地区のほか、政庁地区に統いて発掘調査を実施した東門地区、六月坂地区の整備が行われ、続く第2次5か年計画（昭



50（1976）～54（1979）年度）では、南辺東地区の外郭南東隅エリアの整備が行われた。

② 長期基本計画

昭和51（1976）年に多賀城市が『保存管理計画』を策定したことを見て、昭和53（1978）年に多賀城研では多賀城跡附寺跡の将来像を見据えて総合的、長期的な事業の方向性を定めた「長期基本計画」を策定した。長期基本計画では、第2次5か年計画までの10年の実績を前期10か年と位置づけ、続く中期10か年で東北歴史資料館（当時）、政庁地区を中心とした多賀城跡の南東部を巡遊できる見学路と、外郭線沿いに周辺路を設け、多賀城跡の立地、規模等の基本的構造が学習できる整備を、さらに後期10か年で東門、西門をつなぐ城内の東西道路の復元的整備及び東西道路沿いの大御池地区、六月坂地区、金堀地区、五万崎地区における各官衙城の変遷及び機能が現地でわかるような復元的な整備を計画し、園路、便益施設等の閑遊計画、緑地環境保全計画も盛り込んだ。あわせて材木塀の構造展示、政庁の小展示施設などとともに、南門、礎石建物、外郭築地塀、堅穴建物、西門の立体復元も計画しており、目標として30年間で多賀城跡の指定地総面積の約60%を



整備することとしていた。

③ 第二期長期基本計画

昭和53（1978）年に策定した長期基本計画は、整備事業費や土地公有化の制約により、計画期間の完了年度である平成11（1999）年度末までの整備実施面積は当初計画の約3割にとどまった。そこで平成11（1999）年に、それまでの「長期基本計画」を第一期計画と位置づけ、その後30年間（平成12（2000）年から令和11（2029）年まで）の整備計画を「第二期長期基本計画」として策定した。第二期長期基本計画の整備全体の将来像は第一期計画を踏襲しているが、第一期計画の策定期間に特別史跡に追加指定された柏木遺跡や館前地区の整備、政宁一南門間の整備、広い範囲で面的な発掘調査が進行していた大畠地区での建物復元等やガイダンス施設の整備などが全体計画に加えられた。

④ 整備基本計画、サイン計画、緑化修景基本方針

平成23（2011）年に多賀城市が『第3次保存管理計画』を策定し、政宁一南門間地区を中心とした「S重点遺構保存活用地区」を新たに設定し、これを最優先に整備すると

いうマスタープランが示された。これを踏まえ、多賀城研究会は平成28（2016）年に『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』（以下、「整備基本計画」という）を策定し、整備目標と基本方針、地区区分された地区ごとの保存活用の基本的な考え方を改めて整理するとともに、「第二期長期基本計画」の後半15年間の実施計画が改訂された。

改訂された実施計画では、令和6（2024）年を多賀城創建1300年の記念の年に位置づけ、多賀城市が実施する南門復元を含む南門地区の整備計画にあわせ、政宁南面地区の総合的な整備が計画された。

また整備基本計画を補う計画として、平成29（2017）年には多賀城跡に設置するサインの在り方を示した『特別史跡多賀城跡附寺跡サイン計画』が、令和2（2020）年には遺構の保存、歴史的環境の形成、ビューポイントからの眺望、公園的利用等の観点から緑化修景の考え方を示した『特別史跡多賀城跡附寺跡緑化修景基本方針』が策定された。

4 遺跡整備の概要とみどころ

多賀城跡の整備は長期計画と5か年計画に基づいてこれまで50年間継続的に実施されてきた。ここではおおむ



南門地区空中写真（平成 29 年）

南門地区空中写真（令和 5 年）

南辺東地区空中写真

ね整備が実施された年代順に、各整備地区の概要と見どころを紹介する。なお、整備事業の詳細な経過と内容は『整備基本計画』にも記されているので参照されたい。

令和5(2023)年度末時点で多賀城跡において環境整備が実施された面積は約17万m²で、指定面積全体の約16%にあたる。

(1) 政庁地区

政庁地区は多賀城跡内の最初の整備対象地区として昭和45(1970)～昭和48(1973)年度に整備が実施された。その後平成16(2004)年から当地区の再発掘調査が行われ、建物配置に新たな知見が得られたことや、当初の整備から30年以上経過して、整備箇所に劣化破損が進行していたことなどから、平成20(2008)～平成26(2014)年度の7か年で再整備が実施された。

政庁地区では、正殿を中心とした約100mの範囲を埋立地盤とし、南門とその東西翼廊、正殿、東・西脇殿、東・西殿、東・西櫓、後殿、北殿の位置において、各建物の平面的規模が表示されている。政庁地区では、後述する政庁南面地区、南門地区と合わせて、政庁が莊厳な姿となる奈

良時代の第Ⅱ期の姿が表示されている。建物跡の平面表示では当時の礎石をそのまま露出展示し、礎石が失われたところには新しく石材が補充されている。また建物の内部と軒廻りとは舗装を色分けして違いが表現されている。さらに第Ⅱ期の政庁に特徴的な正殿前の石散広場や石組の溝についても、当時の石材がそのまま露出展示されている。築地盤は保護盛土を高さ1mの堤状に整形し、表面には野芝を張っている。政庁内では遺構説明板を設置し、当時政庁が使われていた様子の一場面がイラストで表現されている。

政庁地区の整備は、今となっては古典的な手法によるものではあるが、当時の礎石や石散きなどがそのまま露出されている点で、遺跡の歴史性を来訪者にダイレクトに伝えることができる貴重な場所である。地区内にはサクラなどの植栽が行われていることもあり、古代多賀城に想いを馳せるスポットとして多賀城跡を代表する地区となっている。

(2) 南門地区

南門地区は、昭和53(1978)～昭和57(1982)年度に



南門復元



南門復元図



多賀城碑



公衆便所（南門地区）



あづまや

整備が実施された。その際は、南門の東西両脇の築地堀の基底部が高まりとして良好に残存しており、それはそのまま保護盛土を施すだけでも、そこに当時、築地堀があったことがわかり、その間に門があったことも想起できたことから、政庁のような積極的な造構表示手法は取らず、造構の名称を記した造構標識と、造構の概要を解説した説明板により情報提供が図られた。

南門の南側は民有地として広い範囲が後世の削平を受けているが、公有化が図られ地形修復の盛土を施した上に、南門から城外へ続く南北大路が表現された。

また、南門地区は多賀城跡の主な導入口として設定されており、南門の南西側に駐車広場、公衆廻所、ベンチ、水飲み、防犯灯などの便益施設が集中して設置され、地区全体に緑陰形成のために、ヤマザクラ、モミジ等の高木を植栽するとともに、丘陵頂部の既存のアカマツを残しつつ修景が行われた。

また、多賀城碑を保存するための覆屋が経年劣化により倒壊の恐れがあったことから、平成9(1997)年度に解体修理が行われた。この覆屋自体は文化財として指定を受けていたわけではないが、多賀城碑の保存施設としてはもと

より、史跡の景観の一要素として重要な役割を担っていることから、修理は文化財建造物に準じる手法で修理が実施され、明治8(1875)年に建てられた時の姿を伝えている。なお、これらの整備が完了したのち、平成10(1998)年に、多賀城碑は重要文化財に指定された。

平成元(1989)年、南門とその東西の築地堀の実物大復元、および南門周辺の環境整備を多賀市の事業として実施することが決定された。その事業は、途中、中断期間があったが、令和6(2024)年が多賀城創建1300年にあたることを記念して、令和元(2019)年から再開された。南門と築地堀が実物大復元されるほか、南門周辺の環境整備として、ガイダンス施設や園路、植栽、管理施設などの整備が進行中である。

南門地区一帯は、松尾芭蕉の「おくのはそ道」の中で、「壇碑(つぼのいしぶみ)」についても記されていることから、名勝「おくのはそ道の風景地」にも指定されている。特別史跡であり、重要文化財があり、名勝でもあるこの地区的整備は、相互の構成要素の特性が微妙に異なることから、総体としての場の雰囲気づくりに苦労が見られる。施設や樹木の在り方は継続的に整えていく必要があろう。



(3) 南辺西地区

南門の西側の低湿地部分で、南辺築地塀跡と櫓跡、それらの構築に伴う盛土地業跡の遺構表示が、昭和 52 (1977) 年度から 2 か年で実施された。盛土地業は築地塀に沿って幅約 18m、厚さ約 1.4m の盛土を整形して復元されている。築地塀跡は位置と幅や高さを理解できるように、基底部に切石を積み、イヌツゲを 2 列に列植して台形状に刈り込んで表現している。櫓は石積み基壇を造成し、柱の位置に高さ 50cm のスギ丸太材を設置していたが、木部は腐朽して現在は残存していない。このほか見学用の入口を市道に面して設け、遺構説明板、地区名標識などが設置されており、地図内は自由動線となっている。

南辺西地区は、隣接する地区と市道で分断され、足を運びにくい地区であるとともに、築地塀跡の表現も、これまで一見すると単なる垣根にしか見えない印象が否めないが、現在進行している南門と両側の築地塀が復元されると、それとの連続性が想起できるようになることから、この地区的整備のねらいがようやく明確になるものと思われる。

(4) 南辺東地区

南辺東地区のうち、外郭東辺の南端部の低湿地部では、発掘調査により材木層の丸太材と、木材を利用した基礎地業等が遺存していることがわかった。それらは非常に良好に保存されており、多数の丸太が立ち並んでいる姿を見るものを圧巻するものであった。しかし当地区では、生活排水の流入や地下水位の低下により残存している木質遺構の腐朽が危惧されており、これらを保存しつつ、遺構そのものを展示する方法がないかと検討が重ねられた。結果的には、遺構そのものの露出展示は困難であり、遺構の保存を優先するために、湿地環境の維持を目的として、昭和 50 (1975) 年度から 2 か年にわたって整備が実施された。木質遺構周辺の地下水位を保つために遺構に沿って両側に土手状の盛土を行い、その内側には湧水挿や導水のための上水道配管が敷設された。整備後、地下水位の観測が継続されたが、数年間変動がないことが確かめられ、その後、あやめ園の開設により湿地環境が維持されている。

また、その西方に延びる外郭南辺については、築地塀跡の高まりが良好に遺存しており、昭和 56 (1981) 年度に



その保護盛土と整形、植栽により修景された。当該エリアは、多賀城市の都市計画公園「多賀城中央公園」第6工区の事業認可区域とも重複しており、平成29（2017）年度から、多賀城市都市産業部都市整備課により南辺築地塀、櫓跡および湿地域等の遺構表示と、遺構説明板の設置ほか、多目的広場、駐車場、トイレ、あずまや、園路、照明灯等の整備や樹木、張芝の植栽が行われている。遺構表示と説明板の内容については、計画段階から多賀城研と調整が図られた。築地塀跡とその基礎地業跡の整備では、堤状に盛土整形した上に張芝をして表現するとともに、櫓跡についても土壇を復元的に盛土整形し、柱位置に木柱を立てて表示している。これらの整備の状況と、発掘調査時の写真および当時の復元図が描かれた説明板を、現地の遺構表示の補助解説として近傍に設置している。また、築地塀の周辺は湿地域であったことを伝えるために、築地塀跡表示の北側はあやめ園として、南側は部分的ではあるが湿地として整備されており、特に築地塀の基礎盛土と湿地との境界部には、発掘調査で検出されたしがらみ遺構が、擬木により復元的に表示されている。

（5）作貫地区

作貫地区は、政庁の東側、沢をはさんだ丘陵上に位置する実務官衙域で、昭和57（1982）～昭和63（1988）年度にかけて整備された。丘陵頂部の平坦部ではコの字型配置をもつ9世紀の建物跡が平面復元により表示されている。あわせて平坦部の北縁から東縁にかけては、中・近世の土塁、空堀の跡が、地表からも観察できるほどの形状で良好に残っていたことから、古代のみならず、その後の時代の痕跡が積層して埋蔵されていることを表現することを目的として、土塁等の形状がよく把握できる箇所では現況を修景して展示し、それが現状で観察できないところでは土塁の位置と規模をアセビの列植で表示している。また、両者の中间部では、空堀遺構に覆屋を設置して遺構を露出して直接展示する遺構露出展示の手法がとられ、「遺跡としての土塁・空堀の現在の姿」と「発掘された当時の空堀の姿」、そして「整備により造園的に表示された土塁・空堀の姿」を連続的に対比して見学できるように計画された。遺構の露出展示は土壤固化剤により遺構面を強化処理した整備であったが、40年弱の経年により劣化、風化てきており、



遺構保護の観点からも再整備の必要性が生じている。

(6) 東門・大畠地区

東門・大畠地区では、政庁の整備に引き続いて、昭和48(1973)年度に、平安時代の東門と築地塀、東西道路、門の西方にある竪穴建物群の表示が行われた。東門の遺構表示時期は礎石式の第IV期とし、政庁地区の遺構表示と同様、礎石を露出させる平面表示の手法がとられた。築地塀は保護盛土を整形し、地被植物が植栽された。竪穴建物は範囲を土系舗装で示したが舗装は風化し、現在は遺構名を石に刻んだ遺構標識だけが現地に残る。その後の発掘調査の進捗により、当地区が城内最大規模の官衙であること、それまで東辺の築地塀とみていたものは平安時代のもので、奈良時代には約80m東方にあったことなどが判明した。そこで平成4(1992)～平成11(1999)年度に追加で実施された整備では、平安時代の東辺より東側が奈良時代ゾーン、西側が平安時代ゾーンに設定された。なお、東門・大畠地区は「実物大復元も含め古代多賀城についての歴史学習の場を目指す」地区に位置づけられており、積極的な整備活用を目指した整備構想が立案されたが、地区全体を一

体的に整備するには土地の公有化や発掘調査のさらなる進展を待つ必要があることから、平面表示を中心とした暫定的な整備となっている。

奈良時代ゾーンでは、第II期の東門、築地塀と城内最大規模の建物が表示されている。東門は基壇の上に礎石を置き、柱と壁が高さ60cmまで復元的に表示されている。基壇の石組構には瓦が敷かれていた状況が再現されている。幅9.6mの城内道路は土系舗装で復元されている。門の南方で発見された長大な建物は、木柱により柱位置が表示されており、身舎と廄で柱の直径が異なることも表現されている。

平安時代ゾーンでは、遺構表示時期を第III期とし、築地塀、櫓土壇、東西道路、官衙北門とそれに続く道路、官衙建物群が表示されている。築地塀は盛土整形により高まりを頭化し、櫓土壇は盛土整形により形状が復元されている。幅16.5mの東西道路は約80m分を玉石洗い出し舗装により発掘調査で検出された様子が再現されている。官衙北門は柱位置に直径40cm、高さ1mのマツ木柱を立て、これを高さ0.5mのコンクリート板2枚で挟んで壁が表現



されている。北門に取り付く材木堀はドウダンツツジの列植により表示され、門から南に延びる幅約10mの道路は土系舗装されている。官内内の建物については、暫定的整備として西側1棟、東側3棟について地盤造成だけが行われている。

(7) 六月坂地区

六月坂地区的整備は、政庁地区、東門・大畠地区に続いて昭和49(1974)年度に実施された。発掘調査では第III期の掘立柱建物と、第IV期の礎石建物・掘立柱建物が重複して検出されており、整備では第IV期の建物を優先的に、全形を表示し、第III期の建物は第IV期と重複しない部分のみを表示して、いわゆる「建物の切り合い」が表現されている。礎石建物の表示方法は政庁地区と同様とし、掘立柱建物は柱位置に高さ15cm程度のスギの木柱が設置されていたが、経年により木柱は腐朽して消滅し、現在は壁位置の切り石のみが現地に残っている。遺構展示エリアの北側には幅9mの東西道路跡が約130m分、砂利敷で表示されている。

遺構表示と合わせて緑化修景が行われており、特に建物

表示を行っているエリアでは、サクラの植栽により春には隠れた花見スポットとしてにぎわいを見せる。

(8) 北辺地区

東門・大畠地区的北方では、築地堀跡の高まりが良好に残っていたことから、その保護を目的として整備が実施された。平成元(1989)～平成4(1992)年度には、築地堀に沿った見学周遊動線が設定され、急斜面となる北辺堀には木道が設置された。この木道は地下を掘削することなく、基礎を地上に設置するなど、遺跡に対する影響を極力低減させることを目指したものであったが、木道設置から十数年が経過し、林床のじめじめとした環境と基礎の不安定さにより、木道の部材に著しい腐朽やたわみが生じたことから、利用の継続が困難な状態になった。そこで平成18(2006)～平成19(2007)年度に木道は撤去され、解説広場等の再整備が行われた。その際、岡路を、かつて木道があった位置に再設置することも検討されたが、施設の管理や利用者の安全を考慮して実施は見送られた。また、平成19(2007)年度には、東門・大畠地区的北側で、平安時代の東辺築地堀跡を盛土整形により顕在化させ、市道



で途切れている東門・大畠地区の築地跡がさらに北へ延びていることが表現された。

北辺地区では、築地跡の高まりがそのまま視認でき、遺跡らしい景観を残すとともに、数多くの樹種による雑木林となっており、豊かな自然環境を生かした利活用ができるエリアでもある。

(9) 政府南面地区

政府南面地区では、政府南大路の復元と城前官衙の復元的整備を核とした古代空間の創生を目指し、政府地区、南門地区と同様、政府第II期の姿が表現されている。昭和61(1986)年度には政府南門から南に約100m分の政府南大路について玉石を用いた階段が復元され、政府の前面では多賀城跡の解説広場として、古代多賀城の概況や、政府の変遷などの総合説明板のほか、政府第II期の姿を復元したブロンズ製の縮尺1/200の野外模型が設置されている。

平成27(2015)年度には、当初の整備から約30年が経過して劣化破損がみられた政府南大路の路面舗装の再整備等が行われ、続く平成30(2017)年度からは政府南大路エリア、城前官衙エリアを対象に多賀城創建1300年を記

念した整備工事が進められている。

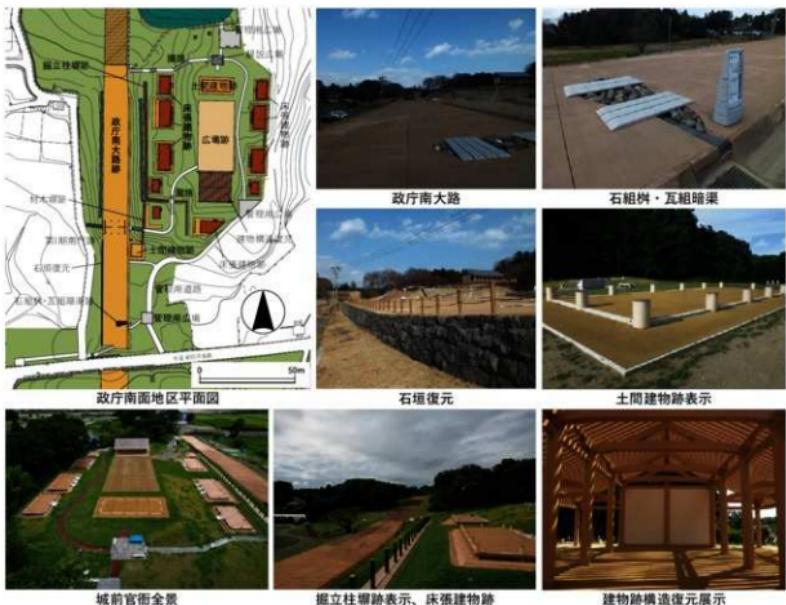
① 政府南大路エリア

政府南大路については、発掘調査に基づいた地形復元および造構保護を目的とした造成を施し、道路幅は幅13mで土系舗装により表示され、あわせて当時の「政府南大路」の築造にあわせて設置された石組橋・瓦組暗渠・西側法面の石垣などが再現されている。また、第I期の外郭南門は当地区で表現する対象時期とは異なる時代のものではあるが、多賀城の外郭南辺の時期変遷を理解する上で欠くことのできない造構として政府南大路上に平面表示されている。

② 城前官衙エリア

政府南大路東側丘陵上の城前官衙エリアでは、中央部の広場を中心として、南寄りに二面廻の主屋が、東西向廻に床張りの副屋が8棟建てられ、官衙全体が櫛立柱廻で囲まれているといった建物の配置状況を、官衙の広さ、建物の多さ、見晴らしの良さ、官衙域の開われ方、政府を向いていたことなどとともに来訪者が現地で体感できるように整備が行われている。

官衙建物群は、発掘調査では土間建物と床張建物が確認



されていることから、それらの構造の違いが表現されている。土間建物のうち、中央部南寄りに位置する城前官衙主屋は建物の規模と構造が直感的にわかるように、柱、頭貫、虹梁、組物、叉首組の小屋組、繁重木などの古代建築の構造形式や意匠が木造（集成材）で再現された「構造復元展示」として整備されている。屋根は外観からも構造材が見えるように、透明のガラスで葺かれ、遺構の理解を促すだけでなく、見学者が休憩したり、お弁当を食べたり、雨宿りができるような大型あづまやとしての機能もあわせ持っている。

一方、中央広場の北側の東西棟1棟と、官衙南西部の政府南大路に面する建物1棟の土間建物は、これまで多賀城跡の作貫地区や大畠地区で整備してきた建物跡表示と同様、柱位置に高さ60cmの木柱を立てて表現されている。

また、床張建物については、柱位置に木柱を立てるところまでは土間建物と同様であるが、土間建物と一見して区別できるようにするために、建物の床面を地盤面より50cm高い位置で表現する「床面復元」が行われている。床張建物に付けられる部材である「切目長押（床面位置の長押）」を表現することにより古代建築のイメージに近づけ

る工夫がなされている。部材の材質については、柱は防腐処理を施した木材とするが、切目長押と床面に木材を使用するのは耐久性の面から困難と判断し、木目を付けた着色コンクリート（スタンプコンクリート）仕上げとなっている。床張建物表示はステージ状になるため、イベント時にこれらを利用した活用も期待される。

官衙を囲う掘立柱塀では柱が立ち並ぶ様子が再現されている。柱は直径30cm、高さ1.8mとし、素材の耐久性や工事費などを考慮して木材ではなく、特殊コーティングを施したポリウレタンで皮膜した鋼管柱が用いられている。また、塀の壁位置には幅10cmの切石で平面的に壁板の厚さが表現されている。

遺構表示以外には、地区説明板、遺構説明版、ベンチ、照明灯、給水栓、電源、管理用広場が整備されている。

5 普及、活用

多賀城跡はかつて遺跡に隣接して東北歴史資料館が開館した当時から、遺跡を野外博物館と位置付けて、史跡巡りが定期的に行われ、それは現在の東北歴史博物館においても引き継がれている。そのほか、多賀城市教育委員会によ



り遺跡の湿地域を利用した古代米の田植え体験など、教育との連携も行われている。

さらには、例年あやめまつりが開催されるほか、遺跡のユニークペニーユーとして、薪能、シンセサイザーコンサートなどが行われたこともある。近年では、1300年記念に関連したイベントとして、野外ピアノ演奏や、青空レストラン、市民参加型の曼珠沙華植栽ワークショップ、生き物調査隊など幅広く遺跡を利用した活動が展開されている。

6 課題と展望

多賀城跡は広大で、長期間にわたり整備事業が行われており、整備地区ごとに、様々な整備の手法が用いられている。それらは地区ごとに練られた整備のコンセプトに従い、最先端の考え方や、材料、技術等が用いられ、実験的に取り組まれてきた結果であるが、それらの総体として多賀城跡の遺跡としての風景を創出しているものである。まだ、整備地区は史跡指定地の約16%に過ぎず、多賀城跡の全体像を把握するための発掘調査もまだ道半ばであるが、調

査事業、整備事業の事業効果を定期的にレビューしながら、常に新しい情報や、サービスを提供し、古代も、現在も、この遺跡が東北地方の拠点であることをアピールし続けていくことを目指していくことが望まれる。

また、長年、課題に挙げられているのが、南門の北側を東西に通る市道新田浮島線である。近年、政庁地区と南門地区をつなぐ政庁南面地区的整備進捗をうけて、政庁南大路の一体的整備を望む声が多くなり、これを分断する道路の在り方は要緊の課題といえよう。

さらには、多賀城跡を中心に南側には多賀城市の都市計画公園「多賀城中央公園」が、北西側には宮城県の都市公園「加瀬沼公園」がそれぞれ整備されつつある。歴史、文化のみならず自然やレジャー、スポーツなど多様な市民活動の場として整いつつあるが、それぞれが相互に連携して利活用されるには至っていない。今後、施設等の企画運営、サービス提供の点で相乗効果が出るような在り方が望まれる。

白崎恵介（宮城県教育委員会）

【関連文献】

- 白崎恵介 2004 「多賀城跡附寺跡長期計画に基づく古代城柵の再生」「史跡等整備のてきび事例編」文化庁文化財部記念物課
- 白崎恵介 2020 「多賀城創建1300年に向けた多賀城政庁南面地区的整備について」「宮城考古学」第22号、宮城県考古学会
- 白崎恵介 2021 「多賀城創建1300年を記念する史跡整備について」「遺跡学研究」第18号、日本遺跡学会
- 関口重樹 2010 「多賀城跡の環境整備」「月刊考古学ジャーナル」第604号、ニューサイエンス社
- 多賀城跡調査研究所 2016 『特別史跡多賀城跡附寺跡 整備基本計画』宮城県教育委員会
- 多賀城跡調査研究所 2017 『特別史跡多賀城跡附寺跡 サイン計画』宮城県多賀城跡調査研究所
- 多賀城跡調査研究所 2020a 『特別史跡多賀城跡附寺跡 緑化修景基本方針』宮城県多賀城跡調査研究所
- 多賀城跡調査研究所 2020b 『特別史跡多賀城跡附寺跡 - 沿革史 - 設立50周年記念誌』宮城県多賀城跡調査研究所
- 多賀城市教育委員会 2011 『特別史跡多賀城跡附寺跡 第3次保存管理計画書』多賀城市教育委員会
- 古川雅清 1990 「整備計画と覆屋建設－多賀城跡作實地区を中心として」「月刊文化財318」平成2年3月号、第一法規
- 古川雅清 1993 「多賀城跡の保存と再生」「宮城の文化財」第92号、財團法人宮城県文化財保護協会

さん の う い ち か わ ば し た て ま え い せ き
山王・市川橋・館前遺跡

宮城県多賀城市



山王遺跡千刈田地区の整備状況

【基本情報】

遺跡名 山王遺跡千刈田地区（さんのういせきせんがりたちく）

所在地 宮城県多賀城市山王字千刈田地内

指定の有無と指定年月日 特別史跡（平成5（1993）年9月22日多賀城跡附寺跡に追加指定）

立地環境と遺跡の規模 多賀城跡の南西約1kmに位置しており、標高3～4mの自然堤防上に立地し、JR陸前山王駅の北側に隣接している。史跡指定地の範囲は東西約60m、南北約25mである。

遺跡の年代 10世紀前葉頃

遺跡の概要 平安時代の方格地割のうち、幹線道路である東西大路に面した区画に位置する。遺構の規模や出土遺物の性格などから、陸奥守の邸宅と考えられる。

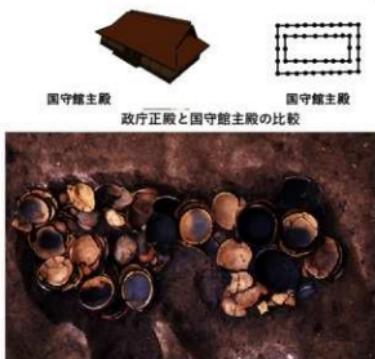
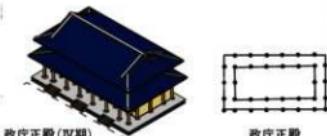
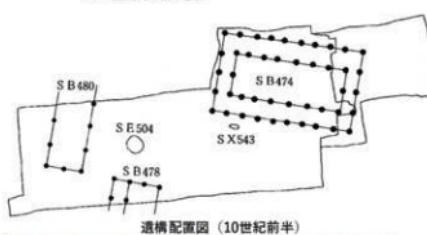
発掘調査初年 平成2（1990）年

整備実施年度 平成6（1994）～7（1995）年度

「発掘調査成果編」の参照ページ 第2分冊 pp.133-146
(山王・市川橋・館前遺跡)



山王・市川橋・館前遺跡の位置



（1）山王遺跡千刈田地区

山王遺跡は、多賀城の南面に広がるまち並み（方格地割）の幹線道路である東西大路に面した区画（北1西7区）に位置している。マンション建設計画に伴い調査を実施したが、四面廻付建物を主殿とする掘立柱建物群や、饗宴で使用した土器の埋設造構等を発見した。また、多量の施釉陶器や輸入陶磁器に加え、「右大臣殿 骨馬收文」と書かれた題軸木筋が出土した結果、国守館の可能性が指摘されるに至った。そのため、遺跡の重要性が非常に高いと判断され、急速保存に向けての協議が行われた。

当該地はJR 陸前山王駅の北側に隣接しているという利

便性に加え、商業施設を含む建築計画であったため、駿河開発には地域住民の期待も高く、早期着工が望まれていた。さらに、事業者はすでに建設資材の調達を進めていた中で保存協議が挙がったため、保存についての折衝は難航を極めた。

しかし、度重なる協議の結果、マンション建設事業は中止され、遺跡は保存されることとなった。その後、平成6～7年度にかけて整備が行われ、四面廻付建物跡や井戸跡の位置を示すため、花壇による平面表示を行った。現在は地元の団体へ環境整備を業務委託し、花壇植栽や環境美化作業を毎年継続している。



政府大路線（南から）

（2）市川橋遺跡

多賀城跡南面のJR東北本線以南に広がっていた水田地帯は、平成11～17年度にかけて多賀城市城南土地区画整理組合により整備された。この計画に伴い平成9(1997)年度から発掘調査を実施し、道路構造や、孤立柱建物跡、堅穴建物跡の他、井戸跡や河川跡など、古代都市が広がっていることを確認した。特に、都市計画道路新田上野線の

計画線に近接する場所では、方格地割の幹線道路である南北大路(幅約18m)後ろに約23mに拡幅)と東西大路(幅約12m)の交差点を確認した。この交差点は、多賀城政府へ向かって北へ延びる南北大路と、そこから西へ折れ東山道脇路に接続する東西大路の結節点であることから、重要な地点であることが判明した。

これらの調査成果から、重要遺構である南北大路の保存

【基本情報】

遺跡名 市川橋遺跡（いちかわばしせいせき）

所在地 宮城県多賀城市城南地内

指定の有無 未指定

立地環境と遺跡の規模

多賀城跡の南側から西側にかけての沖積地上に立地し、遺跡の範囲は東西約1.4km、南北約1.6kmである。

遺跡の年代 8世紀後半～末頃（南北大路造成）

遺跡の概要 多賀城跡南～西面に広く展開し、古代の方格地割に基づくまち並みを形成している。

発掘調査初年 平成9(1997)年

整備実施年 平成14(2002)年



南北大路の位置（Google Maps 2023に加筆）

整備について度重なる協議が行われた。平成 11(1999) 年度には「悠久のまち城南」をテーマに旧建設省のふるさとの顔づくり事業の指定を受け、平成 14(2002) 年度には政庁大路線として南北大路の一部が復元整備された。この政庁大路線は幅 8m、延長 274m の歩行者専用道路として利用されている。また、平成 19(2007) 年には多賀城市ライオンズクラブが政庁大路線に案内板を設置し、古代

のまち並みや南北大路を横断する河川橋脚跡などを紹介している。

また、平成 26(2014) 年 9 月には、多賀城市中央公園内に幅 17.58m の南北大路の整備を行っている。現在はこの南北大路から復元工事中の多賀城南門を臨むことができる。



政庁大路線全景（南から）



橋脚部分平面表示（南から）



事業竣工記念モニュメント「灘刻」復元模型



復元南北大路（中央公園）

【基本情報】

遺跡名 館前遺跡（たてまえいせき）

所在地 宮城県浮島郡館町内

指定の有無 特別史跡（平成 5(1993) 年 9 月 22 日多賀城跡附寺跡に追加指定）

立地環境と遺跡の規模 多賀城政府から南東約 600m、多賀城庵寺から北西約 500m に位置している。低湿地中の標高 8m の台地に立地している。指定面積は 10,380 m²。

遺跡の年代 9 世紀前半頃

遺跡の概要 遺構の規模や配置から、多賀城に赴任した国司の邸宅か、城外に置かれた役所跡と考えられる。

発掘調査初年 昭和 54(1979) 年

整備実施年 平成 16・20(2004・2008) 年度案内板更新



館前遺跡全景（東から）



仙台・宮城 DC に併せ実施した建物跡の平面表示（平成 21 年 10 月）

（3）館前遺跡

本遺跡は、低湿地の中に位置する台地上に立地しており、周辺との比高差は約 5m である。宅地造成工事計画に伴う発掘調査は台地上の平坦面を東西約 80m、南北約 60m、面積約 4,800 m² の範囲で行った。

その結果、掘立柱建物跡 6 棟の他、溝跡や整地層を発見した。掘立柱建物はいずれも 9 世紀前半に存在していたとみられ、特に中心には四面幅附建物が配置されている。このような配置は、多賀城跡の正殿をはじめ数例確認されているのみであり、多賀城に赴任した国司の邸宅か、城外

に置かれた役所跡の可能性が考えられる。

史跡整備については記録がないため不明であるが、現在は芝生による養生が施されている。その後、平成 16・20（2004・2008）年度に史跡の案内板を東西の入り口及び遺跡の中心部に設置している。また、平成 21（2009）年度の仙台宮城デスティネーションキャンペーンに併せ、国府多賀城駅からの園路を設置し、期間中には遺構の簡易表示も行った。

丹野修太（多賀城市教育委員会）

【関連文献】

- 多賀城市教育委員会 1980『館前遺跡－昭和 54 年度発掘調査報告書－』多賀城市文化財調査報告書第 1 集
- 多賀城市城南土地区画整理組合 1999『多賀城市城南地区ふるさとの顔づくり計画書』
- 多賀城市城南土地区画整理組合 2005『悠久のまち城南』
- 多賀城市埋蔵文化財調査センター 1991『山王遺跡－第 9 次発掘調査報告書－』多賀城市文化財調査報告書第 26 集
- 多賀城市埋蔵文化財調査センター 1993『山王遺跡ほか－発掘調査報告書－』多賀城市文化財調査報告書第 34 集
- 宮城県教育委員会 2016『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2017『特別史跡多賀城跡附寺跡サイン計画』

こおりやまいせき

郡山遺跡

宮城県仙台市



中学校に設置された展示施設

【基本情報】

遺跡名 郡山遺跡（こおりやまいせき）

所在地 宮城県仙台市太白区郡山

指定有無と指定年月日 国史跡「仙台郡山官衙遺跡群」、平成 18 (2006) 年 7 月 28 日

立地環境と遺跡の規模 名取川と広瀬川に挟まれた標高 8 ~ 11m の自然堤防上。遺跡の範囲は、東西約 800m、南北約 900m、面積は約 62.8ha

遺跡の年代 7 世紀中頃～8 世紀前葉

遺跡の概要 7 世紀中頃から 8 世紀初頭頃の地方官衙である。遺跡は大きく 2 時期あり、仙台平野の拠点的な城柵と考えられる I 期官衙と多賀城以前の陸奥国府とを考えられる II 期官衙の段階がある。

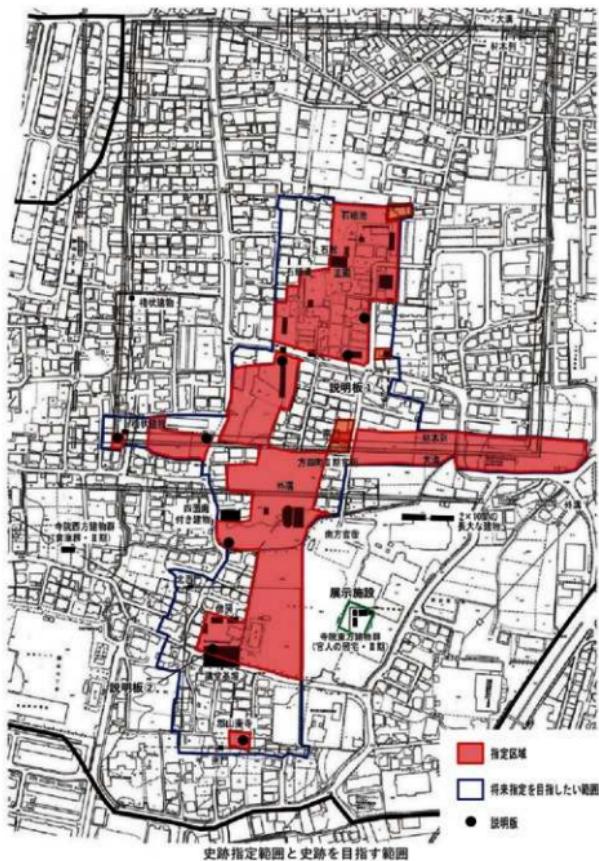
発掘調査初年 昭和 54 (1979) 年

整備実施年 平成 2 (1990) 年、平成 17 (2005) 年～

「発掘調査成果編」の参照ページ 第 2 分冊 pp.147-168



遺跡の位置図



遺跡整備の経緯

郡山遺跡は、大正年間に遺跡として知られるようになり、昭和 20 年代には多量の瓦が出土したことから寺院跡の存在などが考えられてきたが、昭和 54 (1979) 年の発掘調査までは詳細について不明であった。郡山遺跡で初めて発掘調査が行われた昭和 54 年の調査では、真北方向の掘立柱建物跡が多数発見され、瓦や円筒瓦などが出土したことから、多賀城削減以前の官衙の存在が想定された。この調査成果を受けて、昭和 55 (1970) 年から国庫補助事業による発掘調査が実施されるようになり、平成 16 (2004) 年までに 5 回にわたる調査と平成 17 (2005) 年には補足調

査が行われた。これらの調査の成果により、郡山遺跡は、日本書紀などの文献史料には記載のない、多賀城以前の城柵官衙であることが明らかにされ、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点を知るうえで貴重な遺跡として、平成 18 (2006) 年 7 月に国の史跡に指定された。指定名称は仙台郡山官衙遺跡群である。

指定当初は、約 9 万 m² を「国指定史跡を目指す範囲」とし、地権者の同意が得られた約 4.3 万 m² が指定され、追加指定を行なうながら段階的に国指定史跡化することとされた。現在までに 5 回の追加指定が行われている。



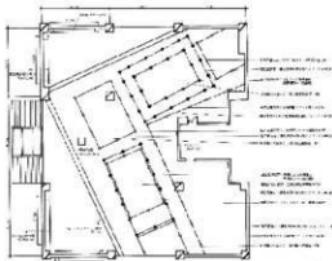
展示施設内の復元遺構①



展示施設内の復元遺構②



展示施設内の解説パネル



展示施設平面図

整備・活用の基本方針

平成 20(2008)年に策定された保存管理計画書によると、遺跡の整備・活用にあたって、整備では、(1) 東北古代史は郡山遺跡からはじまる、(2) 市民の憩いの場としての郡山遺跡・活用では、(1) 遺跡ネットワーク化のなかの郡山遺跡、(2) 学校や市民との多面的な連携、以上のテーマが設定された。このテーマを基に整備・活用の方法として、整備では(1) 史跡の公開、(2) 市民が憩う歴史公園の整備、が考えられている。活用としては、(1) 「古代体験」の場の創出、(2) 学校教育における「自然環境や文化財を活用した体験学習の場」の創出、(3) 市民参画の活用・管理運営、(4) 地域と連携した活用、(5) 多面的な媒体による情報発信、が考えられている。

史跡指定以前の整備

郡山遺跡では、史跡指定以前の平成 2(1990)年3月に遺構の保存に伴い復元的整備を行っている。仙台市立郡山中学校の建て替えに伴う調査で重要遺構が検出されたことにより、遺構を保存し校舎内に展示施設(ビロティ)を設置した。展示室内には調査で検出された四面廻付建物と南

北 5間、東西 2間の掘立柱建物が復元・標示されている。復元された建物は、柱を天井高の許容する限り立ち上げ、さらに掘立柱建物については、柱の上に梁、桁材を組んで表現されている。これらの復元に使用された柱材については、郡山遺跡内で最も多く出土するクリ材が用いられ、表面を手斧仕上げとしている。また、壁の表現として擬石緑石ブロックを柱と同様に床に埋め込み、建物内部については、三合土を用いて周辺と色調を変え、建物の広さを理解しやすいように工夫されている。これらの復元建物以外に調査で検出された遺構については、建物や塀は柱の丸材をソイルセメント仕上げの床に埋め込み、建物群を取り囲む溝跡はソイルセメントにより造形されている。なお、展示室内は遺構の復元だけではなく、解説パネルが展示施設内部の壁際に 4箇所設置され、その内の 3箇所は発掘年次毎の解説文や写真、図が、残りの 1箇所は掲示物を自由に張れるピンナップボードとなっている。中学校内に設置された展示施設は、学校施設の一部であるため一般の見学者は自由に入り出しがたいが、事前に申し込むことで見学することが出来る。



史跡内の説明板①



史跡内の説明板と植栽



史跡内の説明板②



史跡地外の説明板

史跡地内外の整備・活用

郡山遺跡では、史跡地内外に説明板が設置されている。説明板は、史跡地内に10箇所、史跡地外（埋蔵文化財包蔵地内）に3箇所設置されている。説明板が設置された箇所は、史跡地内は重要な遺構が検出された場所に設置されており、史跡地外についても郡山遺跡を理解するうえで欠かせない場所に設置されている。また、史跡地内にあつた郡山遺跡の発掘調査事務所では、遺物の展示を行っており、希望者が見学できるようになっていたが、東日本大震災での被害により、平成24（2012）年以降は見学出来ないようになった。現在も展示の見学は再開されていない。

史跡の活用の一環として、近隣の学校と連携した活動も行っている。その一つに、花壇の整備と植栽があり、近隣の小中学校の児童生徒とともに活動を行っている。

【関連文献】

仙台市教育委員会 1992『郡山遺跡－第65次発掘調査報告書－』

仙台市教育委員会 2005『文化財年報26』仙台市教育委員会

仙台市教育委員会 2008『史跡郡山官衙遺跡群保存管理計画書』



いっとき避難場所案内板

また、史跡地の一部は、災害時に指定避難所に避難する前の「いっとき避難場所」となっており、必要に応じて一時避難場所として使用されている。

関根章義（仙台市教育委員会）

さんじゅうさんげんどうかんがいせき
三十三間堂官衙遺跡

宮城県亘理郡亘理町



遺跡全景（上空南から）

【基本情報】

遺跡名 三十三間堂官衙遺跡

(さんじゅうさんげんどうかんがいせき)

所在地 宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字椿山

指定の有無と指定年月日

国史跡（平成4（1992）年1月21日）

立地環境と遺跡の規模 阿武隈川河口右岸の標高15～40mの丘陵末端付近。遺跡の範囲は東西約500m、南北約750m、面積約25ha。史跡範囲は120,721m²。

遺跡の年代 9世紀前葉～10世紀前半

遺跡の概要 平安時代前半頃（9世紀前葉～10世紀前半）の陸奥国日理郡衙跡で、北部には都庁院や館院などが区画溝で囲まれた官衙跡、南部には礎石建物・掘立柱建物が溝で区画された正倉院が配置。

発掘調査初年 昭和61（1986）年

整備実施年 令和4（2022）年度～

「発掘調査成果編」の参照ページ 第2分冊 pp.197-206



遺跡位置図



三十三間堂官衙遺跡遺構配置図

1 遺跡の調査と史跡指定の経緯

本遺跡は、江戸時代から多くの礎石が並ぶことが知られ、安永8(1779)年の『風土記御用書出』に「三十三間堂」として記載が残る。当初は礎石が並ぶ範囲のみが認識され、寺院説などが唱えられたが、大正・昭和期に行われた測量調査の結果10棟の礎石建物跡が確認され、これらが郡衙正倉であり、平安時代の陸奥国日理郡衙跡である可能性が指摘された。

その後、本遺跡周辺での開発計画に伴い昭和61～63(1986～1988)年に亘理町教育委員会及び宮城県教育委員会が4次にわたる発掘調査を実施した結果、遺跡の範囲や主要遺構の配置と変遷が明らかになり、平安時代前半頃の陸奥国日理郡衙跡と推定された。そして、遺跡の良好な保存状態と、10世紀前半まで郡衙の明確な形態を維持して存続していくことが古代東北における統治機構の推移を考える上で重要であるとして、平成4(1992)年には遺跡の約半分にあたる120,721m²が国史跡に指定された。

2 史跡の保存と調査

亘理町では史跡の保存を図るとともに、平成3～10年度(1991～1998)に史跡指定区域の公有化を行った。平成14(2002)年度には、史跡整備基本計画策定にかかる

追加調査実施のため三十三間堂官衙遺跡発掘調査検討委員会を設置し、平成14～25(2002～2013)年度にかけて宮城県教育委員会の指導・協力の下発掘調査を実施し、郡行院と周辺官衙施設、正倉院等主要遺構の配置や構造、変遷がさらに明らかになった。

平成23(2011)年に発生した東日本大震災により、当町は町域の約3分の2が浸水し甚大な被害を受けた。本史跡への被害はほんばなかったが、復旧事業に伴う業務や調査により史跡確認調査は2年間の中断を挟んだ。その後、昭和・平成調査成果について再検討を行い、平成27(2016)年度に総括報告書を刊行した。

3 史跡整備基本計画の概要

亘理町震災復興計画、亘理町第5次総合発展計画等において本史跡の保存と整備活用を掲げてることに基づき、平成28(2016)年度には亘理町三十三間堂官衙遺跡整備計画検討委員会を設置し、平成29(2018)年度に本史跡整備基本計画を策定した。計画策定にあたり、本史跡は史跡指定区域の公有化を完了していたことから保存管理計画と整備活用計画を併せて検討し、以下の方針・内容とした。



三十三間堂官衙遺跡整備基本計画



都院周辺整備イメージ



正倉院整備イメージ

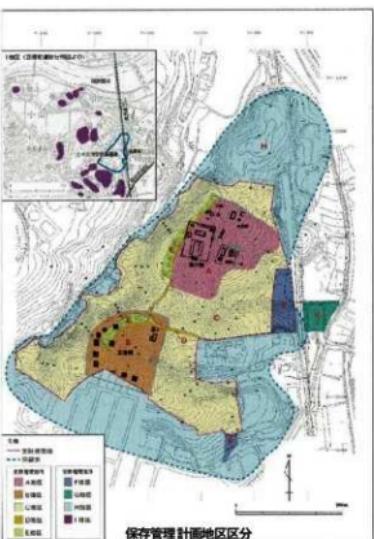
【自然風土と歴史環境の調和】



時代(時の流れ／過去・現在・未来)

美しい緑地空間の形成
わかりやすい歴史情報
豊かな歴史文化的再生

三十三間堂官衙遺跡整備基本計画－基本理念・コンセプト－



① 整備基本計画の基本方針

- *歴史環境の保存と継承
- *地域住民に向けた活動の場の提供
- *地域の歴史学習ができる史跡整備

② 保存管理計画

- *本史跡の本質的価値
 - ・郡衙の主要施設の構成や変遷がわかったこと
 - ・郡衙が10世紀代まで存続し、最終段階まで礎石建を取り入れたこと
 - ・交通の要衝地であり眺望が良い場所に設置されたこと
- *保存管理の基本方針
 - ・史跡の本質的価値を広く社会に伝え、後世に継承するため適切な保存管理を図る
 - ・史跡の歴史的価値を体感して学ぶことができ、地域に根ざした整備事業を進めため、保存と活用の効果的な融合を目指す
 - ・遺構の保存や緑地管理等による保全を前提として史跡の価値を保護し、効果的な活用を促進する

史跡指定地内を5地区、指定地外を4地区に区分して各地区的保存管理指針を決定した。

③ 整備活用計画

- 右図の基本理念・コンセプトのもと整備活用の指針を決定した（地区区分は保存管理計画区分に準ずる）。
- *整備地区区分と整備の方針（史跡指定地区内ののみ記載）
 - ・A地区（郡院等）…発掘調査により郡衙の実務施設が確認、または関連遺構確認の可能性がある地区



正倉院礎石建物跡



全体概要説明板



活用事業 文化財めぐり



郡庁院説明板



遠隈駅からの史跡遠景



活用事業 出前授業

- ・B 地区（正倉院）…正倉院の礎石が良好に存し、正倉院の配置と院の規模や構造が直接的に認識できる地区
- ・C 地区（丘陵斜面）…丘陵の自然地形が残る斜面で、通路跡等の存在が想定されるほか、良好な緑地が広がる地区
- ・D 地区（既存道路）…既存の道路で、史跡の保存管理道及び生活道路
- ・E 地区（墓地）…史跡内に明治時代から設置された墓地
- ・F 地区…史跡指定地隣接地（遠隈駅西地区・南地区）としての利活用を想定して公有化した地区
- ・G 地区…JR 遠隈駅周辺地区で、史跡への導入口

④ 事業期間と整備概要

* 事業期間

計画策定期階では、基本設計・実施設計を経て整備事業完了を令和 13（2031）年度としたが、策定後再検討を行い、事業完了令和 17（2035）年度を目指している。

* 整備第 1 次 6 か年計画（令和 4 ～ 9 年度）

正倉院を中心とする史跡南部エリアを対象とし（B・C・D・E 地区）、緑地修景、礎石建物跡等遺構の保存と平面表示、通路跡や区画溝跡の顕在化、園路や説明板等の整備、便益施設等の設置を行い、利便性と活用を図る。

* 整備第 2 次 8 か年計画（令和 10 ～ 17 年度）

郡庁院を中心とする実務官衙遺構が確認された史跡北部エリアを対象とし（A・C・D・E 地区）、緑地修景、郡庁院等遺構の保存と平面表示、園路や説明板等の整備、便益施

設等の設置を行い、利便性と活用を図る。

⑤ 整備事業実施状況

整備第 1 次基本設計に基づき、令和 4 年度から正倉院等エリアの整備事業に着手し、基盤整備のための緑地修景（間伐・除草）を実施している。

説明板等については、史跡指定後、史跡中央部と郡庁院地区に擬木・アクリル板製の説明板を設置しているほか、正倉院地区と JR 常磐線遠隈駅隣接地に史跡名称看板を設置している。また、駅周辺には案内表示を設置して史跡への誘導を図っており、今後の整備事業により説明板、表示の充実を図る予定である。

環境整備については、主要エリアである郡庁院や正倉院、史跡導入路周辺の除草を年 2,3 回委託・直営により行っているほか、枯木や支撑木伐採を適宜行っている。

4 普及・活用事業

本町では、町内小学校 6 学年対象の町内主要文化財を見学学習する「文化財めぐり」事業を昭和 50 年代から実施しており、本史跡も見学地の一つとしている。また、本史跡国指定 30 周年を迎えた令和 4（2022）年度からは町内小学 6 学年を対象の「出前授業」を開始し、映像や出土資料などを用いて史跡の内容や律令時代の様子、史跡の整備や活用についても学ぶ機会としている。

このほか、団体等への現地解説や町立郷土資料館での展示、町広報・HP 等での情報発信を行っている。

鈴木朋子（亘理町教育委員会）

【関連文献】

亘理町教育委員会 2018 『史跡三十三間堂官衙遺跡整備基本計画』